

大蔵委員會議録第十八号

(二四五)

昭和二十五年二月二十一日(火曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事北澤 直吉君 理事小峯 柳多君

理事小山 長規君 理事前尾繁三郎君

理事川島 金次君 理事内藤 友明君

岡野 清義君 鹿野 彦吉君

佐久間 徹君 塚田十一郎君

吉米地英俊君 西村 直巳君

三宅 則義君 松尾トシ子君

宮腰 喜助君 河田 賢治君

竹村奈良一君

出席國務大臣

國務大臣 山口喜久一郎君

出席府政委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

大蔵事務官 (主計局) 佐藤 一郎君

法規課長

大蔵事務官 (証券取引委) 湯地謙爾郎君

員(事務局長)

食糧庁長官 安孫子藤吉君

委員外の出席者

農林事務官 金城 順隆君

經濟安定事務官 白石 正雄君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

二月二十一日

委員木村榮壽君任につき、その補欠

として神山茂夫君が議長の名で委

員に選任された。

二月二十一日

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五十一号)

第一類第六号

大蔵委員會議録第十八号

昭和二十五年二月二十一日

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五十二号)

富税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五十三号)

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五十二号)

富税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五十三号)

通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五十四号)

同月二十日

恩給等受給者給與に未復員者給與法

適用の請願(山本久雄君紹介)(第八

六九号)

ガラ紡績業者に対する適正課税の請

願(三宅則義君紹介)(第八七八号)

陶磁器製タイルに対する物品税撤廃

の請願(塩田實四郎君紹介)(第八八

〇号)

地方公共団体が公共施設として利用

する普通国有財産を国の行政財産に

変更の請願(塚田十一郎君紹介)(第

八九二号)

たばこ民営反対に関する請願外三十

六件(早稲田柳右エ門君紹介)(第九

二一〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

食糧管理特別会計の歳入不足を補て

んするための一般会計から繰入

金に関する法律案(内閣提出第一八

号)

連合国軍の需要に應じ連合国軍のた

めに労働に服する者等に支拂うべき

給料その他の給與の支拂事務の処理

の特例に関する法律案(内閣提出第

二八号)(參議院送付)

証券取引法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四四号)(予)

〇川野委員長 開会いたします。

連合国軍の需要に應じ連合国軍のた

めに労働に服する者等に支拂うべき給

料その他の給與の支拂事務の処理の特

例に関する法律案を議題として、質疑

を続行いたします。河田賢治君。

〇河田委員 実は昨日お尋ねしたので

ありますが、政府当局は最近新聞に載

つてありました占領軍の二千戸の住宅

の問題、これについて連合軍から何ら

の覚書がないという昨日は御返事であ

りました。ところが本日新聞を見ま

すと、御承知のごとくアメリカの軍用

住宅の建設を八月までの完成を指令し

ている。しかもこの指令は政府に対し

て、大蔵当局の談話によれば二月初め

に受領しておる、こういうことを言わ

れておる。ところが昨日私が尋ねまし

たときには、こういう問題については

何ら受領しておらないという御返事

であつたのですが、一体実際に受領し

ておられたのか、おられなかつたのか、こ

の点をまずはつきりしてもらいたい。

〇山口國務大臣 実際に受領してあり

ました。しかして十日ほど前の閣議に

おいて、大体これに対して見返り資金

から五十三億圓を支出することを、閣

議において決定されたものでありま

す。

〇河田委員 それでは昨日山口國務大

臣ではなかつたのでありますが、大蔵

の關係並びに特別調達庁からも説明員

も来ておられたのでありますが、全然

そういうものを受けておられなかつた

ということを言われたのですが、私たち

にうそをついたのであります。

〇山口國務大臣 ただいま申し上げた

のは閣議決定でありまして、まだその

閣議決定事項が下僚に通じてなかつた

ものと思われま。

〇河田委員 進駐軍のいわゆる終戦処

理費というものが、今年におきまして

も約千百億近くに上つておるのです

が、少くとも占領後四箇年半を経過し

て、日本の平和が保たれておる、また

日本も民主主義國になつておる、こ

うことがしばしばマツカーサー元帥

から報告されております。ところが

終戦処理費などは大体においてあまり

減つていないわけですから、今日日本

の民衆は非常に重い税金や、あるいは

産業の崩壊、またいろいろ経済的の條

件から生活が逼迫しているのであり

ますが、これに対して政府は少くとも終

戦処理費を軽減するように、何らかの

努力をされておりますか。この点をま

ずお聞きしたいと思ひます。

〇山口國務大臣 日本政府において終

戦処理費の節約に対して努力するとい

うことは、われわれも大いに心がけて

おる次第でございますが、終戦処理

費の問題に關しましては、おのずから

開與すべき一定の限界点があるのであ

りまして、いわゆる終戦当時の命令に

基く支出でありますから、これに關し

ましては國をあげて論議されておる請

和會議の促進というようなことの中に

も、この終戦処理費等の問題も含まれ

ておるのではないかと考えております。

〇河田委員 もちろん終戦処理費を出

さなければならぬということは、これ

は日本の政府の一方的な義務づけであ

りましてやむを得ぬとしまして、こ

れを軽減する努力というものがやはり

拂わなければならないと思ひます。

特にボツダム宣言

によりまして、日本の民族を奴隷に

するものでない、そして日本の國民

が真に平和的な民主的な政府をつく

つた場合には占領軍は撤退する、こ

うことがボツダム宣言の最も重要な項

目となつております。従つて日本の國

民が平和的で民主的な政府をつくつた

場合には、進駐軍の撤退ということも

一應要請することが出来る權利とい

うか、そういうものが日本人にあるわけ

であります。従つて吉田内閣としまし

ても、國民の大多數の信頼を得て民主

的な平和的な政府であるというなら

ば、進駐軍の全部でなくとも一部の撤

退というようにすることに努力し、従つて

終戦処理費も減ずるような努力が拂わ

れるべきであると思ひます。

ところが吉田内閣が民主的でなく、あ

るいは平和的でなく、軍事的であるい

は昔の帝國主義的な要素を持つておる

とすれば、もちろんこういうことは言

えないのであります。しかしや

くも民主的であり、平和的であり、國民

の信頼を得ておるという政府であるな

らば、これはボツダム宣言の保障によ

つて、進駐軍の撤退が全部ではないに

しても、一部が減少して行くというよ

うな要請も、政府として当然なされる

べきであると思ひます。

〇河田委員 それでは昨日山口國務大

臣ではなかつたのでありますが、大蔵

の關係並びに特別調達庁からも説明員

も来ておられたのでありますが、全然

そういうものを受けておられなかつた

ということを言われたのですが、私たち

にうそをついたのであります。

〇山口國務大臣 ただいま申し上げた

のは閣議決定でありまして、まだその

閣議決定事項が下僚に通じてなかつた

ものと思われま。

〇河田委員 進駐軍のいわゆる終戦処

理費というものが、今年におきまして

も約千百億近くに上つておるのです

が、少くとも占領後四箇年半を経過し

て、日本の平和が保たれておる、また

日本も民主主義國になつておる、こ

うことがしばしばマツカーサー元帥

から報告されております。ところが

終戦処理費などは大体においてあまり

減つていないわけですから、今日日本

の民衆は非常に重い税金や、あるいは

産業の崩壊、またいろいろ経済的の條

件から生活が逼迫しているのであり

べきであると思ふのであります。ところが今度の住宅の問題にしまして、ジョン・リッチという人が東京で書いておられますが、総司令部の日本政府に対する占領軍用の住宅二千戸建設指令は、講和条約後も日本に基地を保有しようとするアメリカの計画を最もよく物語る一例であると見られる。このように書いておられます。従つて講和会議の後においても、軍事基地としてこれらの住宅が建てられるという意見にもなります。こうなればますますボツダム宣言の意思に反した方向に今行つてゐるわけでありまして、この点に対して政府は少くとも民主的であり、平和的な吉田自党内閣という建前からしても、進駐軍の全部でなければ、少くとも一部の撤退を要請するよう努力が今日まで拂われましたかどうか、これをお聞きしたい。

○山口國務大臣 たいだいまの御質問に關しては、イデオロギー的に多少われわれと見解を異にされる点があるかと思はれるのであります。われわれがボツダム宣言を忠実に守るといふことは当然であります。何かたゞいままでの御質問の要旨からすると、われわれが進駐軍をじやまもの扱いにするといふような気分にも拜聴されたのであります。私はさうなふうには考えておりません。また二千戸の住宅問題であります。この財源は見返り資金によつておるものであります。御承知の通り進駐以来日本の民家等を相当多量に徴発されて、進駐軍の用に供するために使用されておるのであります。この見返り資金から二千戸を新たに建設するといふことになりますれば、民間から徴発されたこれらの

住宅がまた元に戻されるという点、あるいはまた御承知の通り非常に住宅難を叫ばれるときでもありますから、これが緩和にもなりましようし、また失業救済事業的な土木事業が起されるといふことも、必ずしも日本経済には悪い影響は與へない、こう考へておるのであります。しかもこの二千戸の資金計画におきましても、五十三億圓のものを一旦公団資金に繰入れて、それから約十箇年以内で元利を返済するといふようなことになつておるのであります。見返り資金を一応公団に繰入れ、その公団の経営によつて元利が十箇年以内でまた日本政府へ返される。しかも残された住宅は公団の所有になる。こういう考へ方のもとにおいて計画されておるようでありまして、われわれとしては一石二鳥の朗報だと考へておるような次第であります。

○河田委員 なるほど見返り資金の問題につきましても、いろいろ立場立場によりまして異なるものがあります。政府側はアメリカの援助資金としてこれを全面的に受入れられておりますが、この見返り資金によつて全部的でないにしても、相当向うから物資が入つて来、そして日本との競合産業を破壊してゐるという面もあり、なほかつ見返り資金が現実使用できるには、二十四年度は國稅八百三十五億でございまして、税金によつてこれが実現できるというやうな、日本の国民生活にきつめて大きな影響を持つておる。ところがこれを一方的にすべて米國の援助資金として政府は考へておりますが、これはともかくとして、こういう軍用住宅ができるとしても、さう大して日本の住宅が返ることではない

と思はれるのです。というのは、軍用地の住宅というものは大都會地の住宅に住宅が拂底されておるやうなところでは、あまり建てられないやうでありまして、横須賀あるいは三沢、横田、立川、板付といふやうなところが新聞に載つております。こうなりますと、住宅の拂底しておる都會といふよりも、むしろ他のところに多いやうであります。二千戸の住宅を建てましたからといつて、これで日本の住宅問題が緩和されるということはありません。さうではないかと思ひます。この点についてはつきりとの辺にどの程度の住宅が建てられるかという指令がかわかりましたら伺いたいと思ひます。

○山口國務大臣 たいだいまお尋ねのやうな詳細な計画については、まだ報告を受けていないのであります。

○竹村委員 この見返り資金の五十三億をもつて公団を設置して、そこに金を貸して住宅を建設する、こういう御説明であつたのであります。そうすると見返り資金は、閣議決定をし、向うさんの指示さえあればどこへでもかつてに使つてよい、こういう法的根拠はどこにあるのか教えていただきたい。

○山口國務大臣 その点は犬蔵大臣から答弁するのが一番正確だと思ひますが、私の存じておる限りにおいては、この見返り資金の中で予備的に残されておるものの中から、五十三億を使用するといふやうに決定した次第であります。その五十三億については、別に政府予算でやりくりしなければならぬとか、あるいは国会にお諮りしなければならぬといふ面はないやうに承知いたしております。

○竹村委員 そうするとの住宅は占領政策に必要な住宅として建設されるのだと思ひますが、その点はどうですか。

○山口國務大臣 私は必ずしもそうは思ひません。

○竹村委員 それはどういふ建前で建設の覚書が出たのですか。

○山口國務大臣 占領政策といふことよりも、むしろ平和的な将来を見通したの考へ方も考慮されておるのではないかと考へておるやうであります。

○竹村委員 平和的な将来を見通してと言われますけれども、現実にはやはり占領軍の必要な住宅だからということやされておる。もちろんこれはおつしやるやうに、十年先か二十年先かに日本の國に拂ひ下げられるといふことは、必要がなくなつたときのことであつて、現在は必要だからさういふ建設を指令されておるといふのではないですか。

○山口國務大臣 講和会議がまだ行われない現在の段階においては、大きな意味においてはすべて占領政策に基づくものと考へることは、これも一つの考へ方であらうと思ひますが、その中でも住宅問題のごときは、占領政策の中で軍事目的とかいふことではなくして、平和的な考慮が織り込まれておる、こういうことを御答弁した次第であります。

○竹村委員 私の聞かんとするところは、占領政策のために必要な——これはおそらく講和会議ができていないから、そのためにこの覚書が出たのだと思ふ。もちろん講和会議がきまつてからではさういふことはいはすだ。問題はさういふことになれば、見返り

資金から使はれるといふことはおかしい。これは終戦処理費で使はれるべきものだ。見返り資金によつて公団を建設して、十年、二十年後には日本政府に返すのだと言つてみたつて、これは新聞記事だからわかりませんが、これも、たとえば軍事基地を前提としての住宅建設だといふことになれば、軍事基地を日本政府がそのまま承認された。しかもそれが開議で決定されたならば、その法的根拠は私はお伺ひしたいと思ひます。

○山口國務大臣 先ほどから申し上げました通り、竹村君の指摘されるやうな軍事基地といふやうな方からの問題ではなくして、平和的な住宅問題といふやうな考慮が覺悟が参つたものとわれわれは解釈しております。

○竹村委員 そういたしますと、初めに質問しましたやうに、現在は講和條約前だからやはり占領政策に必要な住宅である、こう解釈できると思ふのです。さうすると見返り資金で別にいわゆる住宅公団が何かをこしらえてやることはどうもおかしいと思ふ。その点われわれにはわからぬのです……

○山口國務大臣 平和的な経営なればこそ見返り資金を当てにされるのであつて、その点は竹村君とわれわれとは多少感覚が違ふやうに思ふのです。

○竹村委員 ひとつお尋ねしたいのですが、それでは今まで労働者を進駐軍に使はれてゐる分、公共事業費として出しておつた分はさういふ面であり、大體何箇所くらいあるかといふ点をお聞かせ願ひたい。

○山口國務大臣 計數のことに対しては、後ほど官房長なりその他の下

僚から詳細に御報告いたします。

○北澤委員 大臣にちよつと確かめておきたいのですが、今度進駐軍用に二千戸の住宅をつくるわけですが、もしこの二千戸ができまると、現在進駐軍が接収しております家屋なりホテルなりは、日本側に相当返還になるわけですか。

○山口國務大臣 その点に關しましては、私も今朝新聞を拜見しまして、金沢、長崎方面の接収されたホテルが返還されるというようにことを拜見いたしました。いまだ建設されざるに、すでに大きな観光ホテル三つを返すというように計画から推理いたしますれば、進駐軍に使用されている日本人の個人の住宅等も、相当返還されるようなことになるのではないかと想像しております。

○北澤委員 今度できます二千戸につきましては、これができましたならば、進駐軍に賃貸しをするというような新聞発表がありますが、賃貸しをする場合に、アメリカの方からドルで家賃が入つて来る、しかもその家賃は普通のマーケットの家賃の率による、こういうふうな了解しますが、間違ひありませんか。

○山口國務大臣 一月平均月七十二ドルないし七十五ドルを支拂われるというように承知いたしております。

○三宅(則)委員 私は幸い國務大臣がおいでになりましたから、ひとつ重要なことを御注意かたんに申し上げておきたい。その点は昨日も大要を聞いたわけでありましたが、こまかいことは下僚官僚から聞きまして承知いたしました。たゞてて申しますと事務系統に七万人、技能系統に十一万三千

人、宿舎用に二万六千人、船員三千人、合計二十一万二千人が進駐軍のためにわが国の方から労力を奉仕してゐる、かように承つております。つきましてこれに對する賃金の支拂いが、今回は各地の地方銀行、市中銀行を通じて拂うというところに法律はきまるわけでありますが、その法律案を審議するときにおきまして、この手續については大蔵大臣が定める。これはまことにけつこうであります。大蔵大臣が定める前にどういふような銀行を指定するかというところを、ひとつ参考を示していただきたい。このいふことを質問いたしましたところ、下僚官僚諸君は、これから相談するのだ、いつも政令もしくは省令等によつてやるといつておりますが、私の観点からいいますならば、法律をつくるときにはあらかじめ下僚

官僚はこれに對する原案を作成しておいて、そうして閣議にもかけ、閣議の決定によつてこれを提出するという線が一番いいのじやないか。法律でできた事柄が、往々にいたしまして下僚官僚諸君の自分の都合のいいようにやる場合が多いと思うのであります。國務大臣の山口先生のごときは、特に新進氣鋭の大臣でありますから、下僚官僚の監督を嚴重にやつてもらいたいと思ひますが、御意見を承りたいと思ひます。

○山口國務大臣 法案の説明にも載つておりますように、日本銀行を除くというところになつておりますから、各地の特別調達庁の支局を中心として、最も信用のある銀行を指定するというところには間違ひないのであります。その点は特別調達庁におまかせくださつて、決して御趣旨にそむくような選び

方はしないといふ私は信じております。

○三宅(則)委員 確かにそういうふうな確實にやつてもらふことを私は希望するのであります。

次に、先ほども事務當局から聞いたわけでありましたが、今後今の二十一万二千人よりも増加するような傾向があるかないかといふことを、この際ひとつ大臣から承れば仕合せだと思ひます。

○山口國務大臣 現在の状況においては、減るとも増加することはありません。と思ふのであります。何か他に新たな事柄が発生せざる限りにおいては、むしろ特別調達庁自体の機構が漸次縮小されて行く性質にあるのであります。従つて労働者のごときも、漸次減減されて行くものと承知いたしております。

○三宅(則)委員 昨日も吉田總理兼外務大臣から、近いうちには戦争状態に入るようなことはないといふ御構想の発表があつたと思ひます。われわれもそのことを深く信じておりますが、しかし外交の問題につきましては、われわれが口をさしはさむべきではないと考へます。つきましては今後の状況にかんがみまして、連合國に對しましては、今以上にふやさないといふ御方針であるといふことは承つたのであります。その分布状態におきまして、將來とも地方々々において監督を嚴重にいたし、もしくはあなたの方の支庁、いわゆる分店が各地にあると思ふのであります。それをだん／＼引上げあるいは縮小して、この整理に當るという御方針でありましようか。その点を承りたいと思ひます。

○山口國務大臣 ただいま申し上げたのは、全般的の構想を申し上げたのでありまして、各地の支局を引上げるとか、あるいは分合するといふような問題は、その後に起る問題だらうと思ひます。ただいまのところ各地の支局を引上げるとか、あるいは分合するといふ考えはまだ持つておりません。またそこまで進んでもないように思つております。

○西村(直)委員 連合軍の接収家屋については、前國會でも多少審議するといふことが出ておつたのであります。接収家屋の返還と補償の問題であります。これらの問題につきまして、補償に對する御當局の方針、それから特に私はこの時期にお伺いしておきたいことは、日本家屋等を接収された場合に、致命的な変更をやつてゐる。これらに對しまして、特に木造家屋の補償といふことにつきましては、民間一般の人が非常な猜疑心といふか、不安感を持つてゐる。これらにつきまして、御當局として何か御方針をお持ちでありますやうか。大臣あるいは事務當局からお伺いしたいと思ひます。

○山口國務大臣 この問題は、私どもの方の所管というよりも、むしろ大蔵省の所管であると思ひます。かね／＼私もその実態を拜見したこともありまして、生活環境の相違から、われわれが非常に美を感ずるものを、他國の人では、これを四角のみがき丸太にペンキを塗るとか、そういうことで、われわれが非常に高雅に考へてゐる風雅な建築が破壊されるというやうなことに關しまして、各地でいろいろ故障を申し出ておられるやうであります。こういう点に關しましては、これを返還される場合においては、あらゆる面を考

慮して、そうして温情のある措置を講ずる必要があると、私はかように信じておるやうな次第であります。

○宮腰委員 昨日もちよつと質問申し上げたのですが、大臣もお留守のやうでしてできなかったものであります。外電の伝えるところによりますと、常時四箇師団だけは日本に常駐せたい意向があるといふことを、外電が伝えております。こういう場合に、終戦処理などは増額するおそれがないかどうかといふ疑問でございます。たとへば終戦処理の場合でも、一つの国道建設などにあたりまして、軍需道路という関係で、軍の負担と終戦処理費のまかないと、あるいはまた公共事業費のまかないと、両方であつてゐる場合もあり得るのであります。そういう場合に、もし四箇師団が常駐することになれば、道路の改修とかいろいろな経費がかさんで参りまして、終戦処理費の範囲内でやるものか、あるいは公共事業費の範囲内でやるものか、非常に不明な点が現れて参ると思ひますが、この点について、大臣からおわかりの点だけでもつけこうでございませうから、お伺いしたいと思ひます。

○山口國務大臣 その外電につきましては、私も新聞によつて拜見したわけでありまして、何ら日本政府に對して、アメリカからのさしずも手紙も受取つてないのであります。従つて總理の言われる仮定の事案に對して、ここでもとやかく論議すべきことではないと思ひますが、ただその四箇師団常駐問題が、講和會議前に考へられておるか、あるいは講和會議後の構想であるか、これも政府として明らかにしておきたい。従つてこれに關する御答弁の資

料も持つてないような次第であります。

○宮腰委員 それからもう一つ、今度占領軍の住宅二千戸を建てるといふことが新聞に出ておりますが、この場合に民間の家屋を返還されることがあり得ると思うのですが、私の知人の家なんかは普通の秋田材でつくた立派な建築のまの天井板に白ベニキを塗つたり、それからまの柱に白ベニキを塗つたり、床の間に湯殿になつていたりするのですが、これは返還の場合には原状を回復してもらへるのですか。

○山口國務大臣 この問題については先ほどもお答えしたのであります。やはり私が接収された家屋を見て奇異に感ずるのは、御指摘の通りで、中にはせつなく古びた、さびのついた木がベニキで塗られたというふうな姿も見るのであります。これは生活環境の悪いから生ずることであります。ところが、こういうものに対する損害については、原状に復するか、あるいは原状に復するに相当する額を支給するというに進むべきが当然であるといふことはよく信じています。

○西村(直)委員 ただいま聞いて大臣に承ろうと思つたのですが、これに対する具体的な法案の準備も、あるいは予算措置というものもお考えになつておるかどうか。抽象的な方針としては私もおかたのことでありますが、具体的な措置あるいは進行について承りたいと思ひます。

○山口國務大臣 近く国会に提出する準備を大体終えております。ただいま先方のOKをとり参つております。法案の準備はできております。

○宮腰委員 これは昨日もちよつとお

伺ひしたのであります。この支拂い銀行の委託に対する銀行指定の問題であります。これは建設事務所のあるところの銀行だけでいいか。それとも全国的に適當なる場所を指定するのであります。

○山口國務大臣 ただいまの御質問のうちで、支拂い事務所のある地域、あるいは不便を感じたときには他を増加することは當然であると思ひます。

○川野委員 山口國務大臣に対する質疑はございせんか。——なければ安定本部公共事業課長白石正雄君が見えになりましたので、河田賢治君の質問を許します。河田賢治君。

○河田委員 ただいま上程されておる法案で、公共事業費、それから見返り資金による公共事業費とありますが、この第一には見返り資金による公共事業費は大体どういふところに使ひ、どのくらいに上るのか。これとこの公共事業のすべてをこの法令のもとに市中銀行に委託する、こういうお考えになつておりますか。この点をお聞きしたい。

○白石説明員 見返り資金による公共事業費の使途の問題であります。これにつきましてもはやくといたしまして百十億圓が一応予定されておるのであります。具体的にはこれをいかに使用するかについては目下検討中でありまして、まだ何ら確定するに至つておりません。

○河田委員 それから見返り資金の公共事業費、これをこのたびの法律によつて市中銀行、つまり日銀以外の市中銀行に支拂い事務の一部を委託する、こういうことになつておりますが、この労務費の全部をこの方向におやりに

なるつもりでありますか。

○佐藤(一)政府委員 ただいまの御質問であります。今公共事業課長から答弁がありましたが、内容についてはまだ確定をいたしておりません。もしこの内容が確定した際には、それに応じて他の公共事業と同様に扱う予定であります。

○河田委員 私の聞くのは、大體この労働者に支拂う賃金を、つまり市中銀行にその事務を委託するといふことになりませんが、これは全額をその方でおやりになるのか。それとも労務費のうち、労働者に支拂う賃金のうちの幾分かを部分的にやるのか。こういう点をお聞きしたのであります。

○佐藤(一)政府委員 これはもちろん非常に手の足りない場所において巨額な金額が扱われるために、こういう規定を設けたわけでございす。万一支拂う場合には、その給與の金額についてやる、こういう予定でございす。

○河田委員 大體この方面の労働者の賃金は一箇月拂ひが多いようでありまして、これは相当前もつてこれを銀行に預託されるわけでありす。

○佐藤(一)政府委員 これは現在現場の工事事務所長といふものが、會計法上の資金前渡官といふものになつておられます。そこに各支店の方からそれ／＼あらかじめ相當額が送られてございす。そして必要に応じて資金前渡官が支出をする、資金前渡官はそれの場合に余裕がある場合にはそれをあらかじめ預託をする、こういうことになつております。きつめて長期のものではございせん。従つてごく短期間手元に金がある場合におい

てそれを預託する、こういうことになつております。

○川野委員 ほかにも御質疑ございせんか。——なければ本案に対しては質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 御異議ないようでありまして、連合軍の需要に應じ連合軍軍のために労働に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案に対しては、質疑を終了いたします。

○川野委員 次は食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案を議題として、質疑を進行いたします。竹村奈良一君。

○竹村委員 現在の輸入食糧の、たとえばシヤム米あるいはビルマ米、小麥等のその国における価格、そして日本内地の港に揚げられた場合の、いわゆる運送費もみなまぜて港の値段、これら各国から入る全部の価格をお知らせ願ひたい。

○安孫子政府委員 各国の事情もございまして、またそのとき／＼の状況によつてかわりもございす。また詳細な現地の市価といふものも即輸入入手する方法もたまたまのところでございす。大まかなところを申し上げますと、シヤム米についてはFOBでた

だいまのところ百四十ドル見当であります。現地の価格は、これはまたそれより相当低かろうと思ひますけれども、バットとドルとの換算その他の関係もありますので、少し／＼な商社あたりからの情報をとりまゝと申

し上げた方が適當かと思ひます。朝鮮米につきましても百四十ドル見当であります。タイ米については百二十ドルぐらいにたゞいまなつておりますが、百二十ドルから百四十ドル見当といふところが大體の相場であります。

○竹村委員 これは大體農林大臣に聞いた方がよいと思ひますが、ききのうからの続きになつておるのです。結局日本政府としては、一応きのうからの話を聞いておられますと、特越米といふものは少しはふえるけれども、しかし国内で必要だから、こういうふうになつておられるのでありますけれども、事實はほんとうに日本の政府が必要とするだけに向うから輸入するといふような、事實の意味におきまして、この自主性があるのかどうか。これはおそろしく大臣に聞くのがほんとうだと思ひますけれども、ほんとうはもうこのくらいでいいと思つても、あるいは／＼な関係で買わなくてはならぬといふようなことになつておるのかどうか。この辺をひとつはつきりとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 輸入食糧のストックの増と申しますが、昨日も申し上げましたように、多少去年の十一月一日よりも本年の十一月一日はストックが増になるのであります。しかしその内容を分析してみますと、この前申し上げました通り一応の推算でございまして、輸入食糧等につきましては非常に不確定な要素があるわけでありまして、従来の輸入食糧でありまして、非常に確定なものでありましたが、今年度の輸入食糧は不確定な要素があるといふことを申し上げておるのであります。そういったと、需給推

算上のストックの増というより、実際はほんとうにそうなるか、ならぬかというところは、半々な見方を私はもてざるを得ないと思うのであります。それでお話のように十一月末日は、非常なストック増になるんだという前提については、私も必ずしもさう考へておりませんし、かりにあの通りの計画が実現したといたしましても、その量はわずかなものでありますので、いさゝかな情勢を加味してのストック増という考えではなく、あくまでも需給の均衡を保持して参るといふ建前からこれを考へておるのであります。いろいろと予測されるようなことは私も考へておらないのであります。

○河田委員 今度輸入食糧が民間に移譲された場合に、それではたとえ日本の国民の一大好むもの、はつきり申し上げますと、とうもろこしとか、そういうものをおやめになつて、そうして実際日本国民が必要としますところの大体米、あるいはその次には小麦と考へたうと思ひますが、そういう場合に日本政府の好むものを輸入できると思ふのですが、それはどうですか。

○安孫子政府委員 従来とうもろこしその他について問題を起しておりましたのですが、これはやはりあちらの救済資金によつてまかなわれております関係上、日本の実情等についていろいろ相談もいたしました。必ずしも所期の通りに行かない場合もあつたわけでありまして、今後商業資金により輸入物につきましても、大体私どもの考へ方で進めて行くことができるのじやなからうかと思ひます。もつとも資

金の関係上、量的に見ましてある程度のもを確保せねばならぬという場合には、価格の面から米よりも小麦の方が安い場合には、小麦をとらざるを得ない。また非常な例外的ではありましようが、雑穀をとらざるを得ないという場合もあり得ると思ひます。これは量の確保の点から言ひまして、資金の關係からいたしまして、そういう措置を講ぜざるを得ない場合もあるだろうと思ひます。大体商業資金によるものについては、私もさういふ方向で考へております。

○河田委員 政府の米の支拂ひの問題についてお尋ねしますが、大体全国的に一般の米の買入れ代金の支拂ひは、未端までつと渡つておりますか。

○安孫子政府委員 米の代金の支拂ひは、未端まで直接われ／＼の方で支拂ひをやつております。この支拂ひの遅延の問題が従来いろいろあつたのであります。ただいまのところ、私も支拂ひは相當迅速に行つておると考へておるわけでありまして、

○河田委員 先月の二十五、六日ごろでありましたが、新潟県の農民組合の代表者たちが参りまして、実はまだ超過供出の代金を拂つていない。しかし超過供出の値段が決定されたのはたしか十二月ごろだと思ひますが、同時に米なども全部十二月の中旬までに納入しておる。ところが一月の末になつてもまだ支拂われていない。しかも税金は一月三十一日までで支拂う。同じ政府機関でありながら、一方においては、いまだに超過供出の代金を拂つていない。こういうことで陳情に参つたのであります。この超過供出の金は全

部支拂ひ済みになつておりますか、この点を伺ひたい。

○金城説明員 おつしやるように、新潟の供出が早場地帯でありましたために、ほかの地方よりも非常に早く出て来た。しかし超過供出の価格がいろいろの事情で今年遅れました関係もありまして、十二月の初めごろに新潟で超過供出をやつたものは、ある若干の日数が遅れたかと思ひますが、現在におきましては超過供出の代金も全部支拂ひ済みになつております。

○河田委員 一月の末にまだ拂つてないと言われたのですが、そのころまだ拂つてなかつたのですか、どうですか。

もう一つ、米の代金が遅れた場合には、当然農民はその代金に対する利息をとり得るということが、昨年の国会において議員提出によつて通過したわけでありまして、これに対して政府は当然規定の利息を支拂うべきであります。その用意があるかどうか、この点をお伺ひしたい。

○金城説明員 米の供出代金につきましては、私も金銀機關を使ひまして支拂ひをいたしておるわけでありまして、中央におきましては金銀機關に前渡しで全部渡しております。そしてこれを金銀機關はおの／＼の自分の末端の支店なり、出張所なりに口座を置きまして、そこで支拂ひをいたしておるわけでありまして、昨年通過いたしました政府支拂ひの法律によりまして、大體政府へ物を売つた人が請求後一箇月を経過してまだ拂わなければ、利子をつけるということになつております。けれども、米の代金につきましては、供出をして検査員がこれに対して支拂証票を出して、その支拂証票を受取つ

てこれを金銀機關に持つて行きますれば、すぐ支拂うようになつております。非常な迅速に支拂われておるわけでありまして。ただ問題は、先ほどもお話のありましたように、価格が決定しないために若干遅れたものがあるかと思ひますが、超過供出は大体普通の供出が行われて以後行われるものでありますので、全国的にはまず超過供出の分で遅れたというものはないと考へております。ただおつしやるように新潟が供出が非常に早いというよう

な点でさういふものが起きた。それもある。若干の日数遅れたという問題がありまうけれども、一月末においてもまだ拂われていないというものはないわけでありまして。たださういふ問題があるかと思ひます。今申し上げますように、私どもの米の代金の支拂ひは金銀機關を使つておりますので、大體金銀機關におきましては、主として協同組合であります。各生産者の預金帳に記入いたしておりますので、その記入したことが生産者に通告が遅れておる。その供出の最盛期におきまして、協同組合がさういふ手数をかけるのに忙しいために遅れた結果、生産者に通告が行かなかつたものがあるかと思ひますけれども、今申し上げますように、政府からの金は前渡しですつと下まで流しておりますので、遅れたものはずなまいと思ひます。さういふような状態で拂つておりますために、金利をつける、つまり遅れたという事態は、今までのところ発生いたしていません。

○河田委員 いずれにしても、普通の米の供出のあとに超過供出をする。しかし新潟あたりは早場米であ

り、九月から十月、十一月にかけて一般の米を納め、さらに超過供出を十一月の初めにした。ところが、一月になつてもまだ支拂われていない。こういう状況でやつて来たのであるが、一月は支拂われたのだからつこうです。利息をつける、つけぬはまた法律の解釈によりまして、農民自身が要求する権利があればすると思ひます。

第二にお伺ひしたいのは、最近いわゆるやみ米が非常に下つて来ている。これについてある地方のごときは、だんだん配給米を辞退している。配給米といつても外米であるとか麦であるとか、その他の雑穀類などの代替であります。さういふものを辞退して、むしろそれだけの消費者価格をもつて買

えば、一升六十三円以下で買えるというやうな土地もできているように聞いておるのであります。また現在大都會におきましても、事実一般の——特に労働者の中のかきわめてわずかの給料しかとらぬ人たちは、配給米を受ける金もないというので、辞退しているやうな場合もありまして、最近政府の方において、さういふ配給辞退による米の量があるいはその他の食糧の配給辞退の量が、どれくらいに達しているかというところがわからなかつたら、お知らせ願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 配給辞退の最近の量は、私の方で数字をただいままとめ

ておりませんが、この際申し上げるわけに参りませんが、全国的に見ますと、この数量はわずかなものであり、局部的なものであると思ひます。計

ど大量なものでつたら国民は参つてしまふ。しかしそういう事態が起つていふということに対しては、一般の経済的な問題になります。政府は生産者に対しては消費者に対しても、私は責任を負うべきだと思ふ。單に計数がきつめておらずであるからと言つて安閑としておるようであつたらば、政治をやつてゐるということにはならぬと思ふ。

次いで中間経費の問題として、昨年来し、本委員会でも論議されましたが、たとえば私が徳島県に本年の一月に参りましたときには、相当山奥の二十里もあるところから、トラックで海岸の鉄道地帯まで運び出してここで製粉する。製粉したものを山をはるばるトラックが登つて、これを配給するといふようなことが行われております。そういうばか／＼いところの運送をやつて、そしてその消費者に非常に高いものを食わしてゐる。これは一体どうにかならぬかという話があつたわけでありました。私も初めてそういう事情を知つたのでありますが、少くとも山間とかあるいはきつめて少量を消費するようには、小さな製粉所とか、あるいは水車などもありますが、これを何らかの形で委託経営に出すとかいふことにして、何もかも大製粉会社に出して、彼らに利益を與えるといふことばかり考えずに、もつと適當な方法を考へて、中間経費を減らすといふ御意はないかどうか、この点をお聞きしたい。

○安孫子政府委員 先ほどの点で、数字がわずかであるから辞退を輕視しておるかのごとく承つたのであります。が、そうではありません。ただやはり

統制経済の一つの段階といたしまして、そういう辞退の出で来るものには、相當いろいろ問題を考へざるを得ない時期に来てゐるということをお私どもは重視しておりますので、その点御了承願ひます。

それからたゞいま例としてお述べになりましたような、二十里も山奥からわずかなものを里まで持つて来て製粉をして、それをまた二十里も奥まで運んで行くようなことは適當なことではないと思ふ。そうした点についてはもつと合理的に、地元のものを使つて使つてという方法をとりたと思ひます。

○竹村委員 ちよつと関連して質問いたします。たとえば麦の配給などについて、最近全国的に一応率は上げられたと思ひますが、實際あつていふ形でつて、つぶして配給されまうと、もう一べんつかなければ食べられぬといふようなものが、全国に七割か八割はあるのではないと思ひます。従つて精麦設備のないところや大きな都会は別問題といたしまして、精麦設備のあるところ、あるいは玄麦でもつたならば當然自分で精麦できるというような町村に對しましては、玄麦で配給した方がほんとうはいいのではないかと思ひます。また国民もそれを望んでゐるのではないかと思ひます。設備のないところとは別として、設備のあるところにおいて本人が希望するならば、玄麦で配給する意思があるかどうかお伺ひいたします。

○安孫子政府委員 玄麦の方がいいか、あるいは精製したものの方がいいかといふことはいろいろ議論がありまう。一般消費者の立場から言つて、消費

費しやすいような状態において配給してもらいたいといふのが大抵多数であらうと思ひますが、農村地帯においては、お話のように多少事態が違ふ点もあるうかと思ひますので、それはやはり地方的な問題として十分考へてみたと思ひます。

○宮腰委員 先ほど長官は、食糧のストックの問題について、輸入については不確定の要素があるといふことを言われておりますが、戦争か何かがあつた場合には、食糧が輸入されないといふような意味で、不確定な要素があるといふことを言われたのかどうか。食糧輸入に關しては、大分農村でも不安な感を抱いておられますが、これに對するお考えを伺ひたい。これが第一点。それから第二点は、超過供出が昨年は三倍であつたのに、今年は二倍になつてゐる理由です。

第三点は食糧の自給自足態勢に關する政府のお考えですが、肥料の増産によつて一割なり一割五分の食糧を増産することができるといふお考えを、われわれは持つております。しかし農地改良に關しては、昨年度の予算はほとんど見るべきものがなかつたのであります。今年も多少とも考へておられるかどうか。これに對するお考え、以上三点をお伺ひいたします。

○安孫子政府委員 食糧輸入がなかなか計画通り確実に行かないだらうといふことは、戦争があるからといふ意味ではございませぬ。結局日本が輸入のための資金が獲得できるかどうかといふことで、これは輸出の問題にもかからぬのであります。その点ははつきりしないといふことを申し上げたのであります。

それから超過供出の三倍、二倍の問題ですが、昨年は予算上は三倍組んでおりましたが、実行上は二倍になつたわけでありました。その二倍になつた実行をそのまま今年踏襲をいたしておるというわけでありました。三倍が二倍になりましたといふのは議論もあつたのであります。大体やみ価格が下つてゐるので二倍でもいいじやないかといふような話がある／＼あります。結論的には二倍になつたのであります。

それから食糧の自給自足態勢についてですが、外国商品が非常に入るといふので、農村方面ではいろいろ心配されておるのではありません。これは二合七勺配給を維持するためにどうしても必要だといふ数量でありまして、非常に過剰なものをこでまた入れるといふ考へをいたしておるのではありません。今後世界の食糧生産が相当上まつて来て、これが日本にひし／＼と押し寄せて来るといふような心配を農村方面においてされてゐると思ひます。が、私どもはいたしましては国内の食糧生産をできるだけ上げて、自給度を高めることによつて、初めてそれに対応して行くことができるというように考へてゐるのであります。私どもも国内の食糧の自給度の向上といふことは、一つの大きな方針として進めて参りたいと思ひます。それができまうならば、それで外国からの食糧といふようなものに対しても對抗し得るものであらうと思つておる次第であります。

○小山委員 長官にこの際お尋ねしておきたいのでありますが、先ほど来お話の出でおります輸入食糧の問題、

これに關連しまして片一方においては農産物の生産費が償われないといふ問題があるのであります。一月ほど前でありましたか、農林省米穀から米価の維持に關するひとつの構想を新聞紙上で見たのであります。米価の維持に關する御構想についてまづつたものがありまうならば、この際お伺ひしたいと思ひます。

○安孫子政府委員 新聞に出ましたものは農林省から出たものではないと思ひます。そういう考へ方が一部にあるといふことであらう。農林省といひましては、まだその問題を正式に取上げておりませぬ。もちろん役所の人を持つておる点はあると思ひますが、役所としてはまだ取上げておりませぬ。私は下値維持の問題だと思ひますが、その問題はこの際考へるにはまだ早いのではないと思つております。食糧の問題は慎重に扱つた方がいいと私は考へておるのであります。去年は非常に作がよいからといつて、今年必ずしも作がよいといふものでもございませぬ。天候に支配されるところが多く、まれ多少の数量の多寡が、全体の価格の面に及ぼす影響も大きいのであります。こゝに、二年多少食糧事情が緩和して来たからといつて、ただちに米価の最低維持、自由経済を前提とした最低価格の維持といふような、昔やつておりました米穀統制方式といふようなものまで考へるべきかどうか。これはよほど研究を要する問題だと思ひます。もちろんその研究については私どもも意をなすつもりでございませぬ。そういうことを論議する段階ではないのではないかと私は

考えております。

○小山委員 まだ論議する段階にはないとおっしゃいます。実は肥料の補助金の廃止問題もからみ合せまして、農村は相当生産費の面に肥料の値上りが響いて来るのではないかと。この点を非常に心配し、同時にたまたまの最低価格の維持の新聞報道に非常な期待をかけておられるのが、今の農村の事情ではないかと思ふのであります。それでこの際お伺いしておきたいのは肥料の補助金の撤廃によりまして、米の生産価格に及ぼす影響というものは、バリエーション上一応出ておりますが、これは一体一反歩当りの標準の米の收穫高に對して、これを値段に換算いたしました、それから肥料の値上りした場合に換算して、それがどのくらいの具体的な数字になつて来るのか。その辺を御説明願えませんでしょうか。

○安孫子政府委員 最低価格の問題について論議すべき適當な機会ではないと申し上げたことは、あるいは適當でないと思ひますが、そういうこともいろいろ研究する必要があると思ひます。私はただいまのところそれを考へてはおりぬといふことを申し上げたのであります。といひまして、現在の米価でいのかどうかという問題は別だと思ひます。最低価格の維持ではなく、現在のこうした統制経済下におきまして、米価が今のような形においていかどうか。これは私も相当研究を要する問題だと考へておるのであります。従ひまして米価につきましても、できるだけ再生産に都合がきまするような適當な米価といふものをきめて行かなければならぬ。この努力は私どもは今後も續けて行きたいと考へ

ておるのであります。その際肥料の価格の關係が、一反歩当りの數量に對してどれくらいのパーセントの値上り率になるかというようなお尋ねでございしましたが、私はただいま資料を持つておりませんので、いづれ適當な機会に計算いたしましてお答えいたします。

○小山委員 それでは肥料の補助金の撤廃によりまして、その肥料の公定価格が、幾らかから幾らになるかというところから一反歩の標準收入に對しまして、どのくらいの圧迫になつて来るかという数字を御提供願ひたいと思ひます。

○官廳委員 ちよつと一点、先ほど長官が輸入については不確定な要素であるといふことの質問に對して、貿易決済による商業資金がなければ輸入がよくなるかというのだ、こういうお話でしたが、もし貿易状態が非常に悪いので、商業資金が獲得できないというところになつた場合はどうなるでしょうか。

○安孫子政府委員 商業資金によつて入りますのはいろいろあるが、あるのでありまして、そのうちある程度が食糧に振り当てられるわけでありまして、貿易状態が非常に悪い場合には、この資金配分について相當食糧に重点を置いて考へるということになると思ひます。であります。この程度のものを全部輸出されたものを代金をもつて入れたいといふことになりますれば、これは問題はないのであります。その辺は食糧の供給の狀態とにらみ合せまして、外貨の配分上考へる問題ではないかと思ひます。

○川野委員長 それでは本案に對する質疑はあとまわしにいたしまして、証券取引法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。

〔休憩々々と呼ぶ者あり〕
○川野委員長 それでは午前はこの程度にいたしまして、午後一時半から再開することにいたします。

午後一時五十八分開議
○小山委員長代理 これより會議を開きます。

証券取引法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。小峯柳多君。

○小峯委員 ここに提案になつております。証券取引法の一部を改正する法律に關してであります。最初に全國における証券業者の數、及びここに提案されておる法律を即時に実施するとすると、どのくらいの數がふるにいかかるか。その數字がおわかりでしたら伺つておきます。

○湯地政府委員 ただいま全國の証券業者の數が千四百七十七社であります。ただいまの小峯さんの御質問は、おそらくこの証券取引法の改正の中で、純資本額が常に五十万円以上を維持しなければならぬといふ改正を実施されれば、どのくらいふるにいかかるかと、御質問だと思ひますが、これは去年の九月の資産負債の状況等調べてみまして、約四〇%の証券業者が當時の資産負債の状況においては、純資本額五十万円を維持するといふことによつてふるにかけられるといふことに相なりうと思ひます。もつともこの法律の附則で現在の既存の証券業者につきましましては、この純資本額五十万円を維持するの、二箇年後といふ経過規定を持つております。

○小峯委員 実は経過規定があるから伺つたのであります。そのくらの數で本法にうたつた資格に欠けるものがあると思ひます。二箇年といふことがかえつていけないのじやないか。経過的な規定はわかるのであります。二箇年という期間が長過ぎるせぬか。當事者を保護する建前から言つても、また本法にうたつてある精神から行きますと、経過規定をもう少し縮めてはどうか。五十万円という資本金は、おそれから法人組織のものに多からうと思ひます。ふりに考へるのであります。二箇年間を特に選んだ理由がおわかりでしたら承りたいと思ひます。

○湯地政府委員 お答えいたします。新しく証券業を営むときには、その純資本額五十万円を維持するといふことは割合に楽なものであります。純資本額と申しますと資本金のうちから固定資産の部分を除いた資本額が五十万円以上といふことです。新しく証券業を営む者については、はかばかの關係が、まもなく容易であります。従来証券業を営んでおる者については、自分いかなる経費があるというふうな關係で、純資本額五十万円を維持するといふことは相當資産内容がよくならなければいけないといふことになると思ひます。これを二箇年間猶予を置いたといふことは、もし今即時これを實施いたしますと、營業取消しをするといふことになりまして、その証券会社に對しまして、従来売買その他お客關係にあるものに対しましては、債務の支拂いその他については、証券業を取消され

たといふことのために、その方面に對する支拂いその他が、あるいはもう取消されたからといふので破れかぶれになつてしまふ。あるいは破れかぶれになつてその支拂いをするといふことを心配して、そういう規定を設けた次第であります。

○小峯委員 法律の規定は二年になつておりますが、それでは行政上の指導その他で短期間にこれを終了する見込みがあるかどうか。私はどうしても二箇年は長過ぎると思ひます。二箇年が、實際上の行政上の指導でこれを半年あるいは一年ぐらゐの間で整備するお考えを持つておられるか。またその可能性の見通しを承りたいと思ひます。

○湯地政府委員 もちろんわれわれもいたしまして、最大限二年という意味でありまして、できるだけ早く証券業者が資産内容を充実して、純資本額を維持するといふふうな指導して行きたいと考へております。いれどその見込みがあるかといふ点につきましまして、これは相當株価の問題がからんで来るのであります。証券会社が持つております株価が買入れ値段等より相當下つておるといふような場合に、純資本額も少くなるというふうな關係上、株価の回復といふこと等にも關連しておるのであります。われわれもいたしましてできるだけ早く資産内容を充実させたいと考へております。

○小峯委員 証券対策は後にお伺ひいたしますが、純資本五十万円という線はなるべく早く確保するように、努力していただくことを要望します。

次に証券取引委員會の権限が、この法律によつて相當擴張されるようになつておりますが、この擴張された権限

をこなすのに、今の陣容でやつて行けるとお考えになつておるか。その機構に変化を考へないで行かれるか何つておきたいと思ひます。

○湯地政府委員 この取引法の改正によりまして、委員会の権限として新たに付與される問題につきましては、会社の財務諸表の格式とか、あるいは用語、あるいは作成方法の問題とか、あるいは証券取引法に基いて委員会等に出して来る書類について、公認会計士等が監査をするその基準、並びに作成方法等をつくり、またそれを審査するというようなことがおもなものであります。現在の取引委員会定員はそう多くはないのであります。百四十五名に現在相なつておりますが、これが今同国会に提出しております官庁職員の数、で置き換へると、さういふ建前にもかかわりませず、さういふような仕事をする関係上、さういふようなが、七名の増員を認められておられるのであります。われ／＼としては、できるだけ現在の人員を能率的に活用して対処して行きたい、さういふふうに考えております。

○小峯委員 この法律は証券業者より証券取引者の健全化をうたつておられるのであります。それに關連いたしまして取引の仕法、すなわちレギュラー・ウエイの実現が大きく問題になると思ひますが、レギュラー・ウエイを実施する時期を伺つておきたいと思ひます。

○湯地政府委員 御承知の通り現在の証券取引所の売買仕法に關しましては、取引所再開に關連いたしまして、連合最高司令官の監督のもとに再開を許されておるのであります。その

仕法等の改正につきましては、總司令部の許可を得るわけでありまして、今御質問のいわゆるレギュラー・ウエイの開始の問題につきましては、われ／＼としても現在の証券対策の一助という意味においても、できるだけすみやかにこれを実施したい、さういふふうに考えておるのであります。何分現在の取引所の仕法は、従来わが国の長い伝統による投機取引を中心としたような取引仕法は根本的に改めて、いわゆる三原則に基きまして実物取引を中心とした取引を條件にして再開を許されたのであります。これをアメリカ式の完全なレギュラー・ウエイにするという点につきましては、幾らかこの間に信用取引あるいは価格の公正を維持するといふ意味の投機取引、から売り、から買いといふことを認める必要があるのであります。この認め方いかんによつては、あるいはまた昔のような投機取引になるのではないかと、さういふ心配をいたしておられる向きもあるのであります。信用取引すなわちレギュラー・ウエイを認める場合におきましては、再び昔のような投機取引にならないよう、一定の規則のもとに、これを認める必要があるものであります。現在その規則等を作成中でありまして、われ／＼といたしましては、できるだけ早く三月にも実施したい、さういふふうに考えておつたのであります。今の状態では三月中旬に開始することとは困難ではないかと考えております。

○小峯委員 最近各地に設立されて、ぼつ／＼活動を始めております証券金融会社の問題であります。この証券金融会社の現在でき上つておりますもの数、規模及びその設立の見通し、また同時にこの証券金融会社をレギュラー・ウエイと結びつけてお考えになつておるかどうか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○湯地政府委員 現在証券金融会社が取引所所在地にだん／＼設立されて、すでに活動を開始しておるところもあるものであります。まず東京に日本証券金融会社というのが二億五千万円の資本金で設立しております。すでに活動を開始しております。大阪では大阪証券金融株式会社、これは資本金一億円、これも正式の創立総会はずでに終つたと思ひます。名古屋では中部証券金融会社、これは資本金五千万円、それから京都では、これは京都証券株式会社が、資本金二千万円で設立の手続を進めております。そのほか神戸、福岡等においても現在この設立を計画いたしております。神戸は大体目鼻もついて、これはたしか資本金二千万円だと思ひますが、これが近く活動を開始することに相なると思ひます。さうしてこの証券金融会社は、將來レギュラー・ウエイが行われる場合に、株式の受渡し決済資金その他これらの金融機関として活躍するといふことを、本来の目的としております。

○小峯委員 私はこの証券金融会社の活用いかんがレギュラー・ウエイの道が一步步前進するように考えておりますが、特にレギュラー・ウエイの中で信用供與の問題であります。大蔵大臣もこの信用供與の問題は、割合に早く実現するかのとき口物を漏らしたこともあるのであります。先ほどのあなたの答弁で三月ではむづかしいといふことであります。この信用供與の問題だけは、完全なレギュラー・ウエイでないとしても、その一部分としてやる必要があると考へるのであります。この信用供與の実現の見通し、及びことに信用供與の率が問題になるが、さういふのであります。『小山委員長代理退席、委員長着席』

これも伝えられるところによりまして、非常に低いといふ話を伺つておりますが、その辺の御見解を伺つておきたいと思ひます。

○湯地政府委員 信用供與の率は、御承知の通り現在の証券取引法におきましては、法律として最高五五％、さうして五五％の範囲内において大蔵大臣がこれを定める建前になつておるのであります。信用供與の率をどうするかという問題につきましては、われ／＼の希望をいたしましては、五〇％以下の信用供與を認めてもらいたい。また認める必要があるといふふうに考えておるのであります。これは先ほど申しました通り、信用供與をやる場合におきましては、さういふ規則を作成いたしまして、過当な投機取引に流れないような仕組みをやつた場合に、どの程度の率を認めるかといふことについて、關係方面との折衝につきましては、またその率そのものの問題については、まだ具体的に話しておりません。その前提として、さういふ條件で信用供與を認めるかといふ、いわゆる規則、條件等を現在作成中でありまして、

○小峯委員 ここに提案になつておる法案の、証券業者の資本を引上げるといふやり方は、信用供與の問題と關連してお考えになつておるのではなくて、これは別個にお考えになつておるのかどうか。私は信用供與の問題は、やはり業者の信用といふものが相当重きをなすところでありまして、この法律がさういふことに對する接近の第一歩になるといふふうに考へておるのであります。その辺の消息をお聞かせ願ひたい。

○湯地政府委員 証券業者の資産を充實せしめるといふこの改正は、信用供與の問題とも關係はありますが、この改正の主たる目的は、現在の証券取引法では、証券業者を営もうとする者が一定の資格條件、たとえばその経営者等が刑法上の罪になつたことがないといふような形式的な條件でありまして、その條件が満たされておらずに、これを拒否することはできないといふ建前になつておる。言いかえれば一定の條件が満たされておらずに、自由に登録して営業ができるという建前になつておるのであります。さういふと、必ずしも資産のよくない証券業者が登録をいたしまして営業を営み、相手が客さんの株券あるいは金等を預かつて客に迷惑をかける。さういふような場合の処置をいたしましては、委員会がこれを検査いたしまして、その業者を閉鎖して営業を取消すといふことしか方法はなかつたのであります。従つてその間幾らかお客さんに迷惑をかけるといふようなことになつておるのであります。われ／＼といたしましては、証券業者の重要性からかんがみまして、むしろ証券業者を免許営業にさせたいといふような考へもあつたのであります。そこで行くのは行き

過ぎであるというような関係もありまして、新たに登録をして営業を始めようという証券業者は、少くとも純資本金が五十万円以上あるような資産内容のしつかりしたものでなければ、営業をさせないというところに主たる目的があつたのであります。

○小委員 以上技術的な質問をいたしました。この機会に証券対策の問題を一つ伺つておきたいと思ひます。

新聞紙上で談話を発表いたしました。新新聞紙上では、大蔵大臣は「証券対策をめぐつておきたいと思ひます」と申しますが、その談話をきくとたゞて参ります。その中かなり大きな変化が見られるのであります。私はかねがねの主張のように、証券政策というものを立てておきませんと、今日のよう証券が非常に広く散布され、かつ国民経済上大きな重みを持つて来ているときには、そういう消極的なあり方ではいかぬというのを主張して参つたのであります。その点に關連して少し区切つてお話を伺いたいと思ひます。

取引の公正な実施を監督なさつておる取引委員会の事務局長として今の市場をごらんになつて、これが今のような状態で、その目的にかなつておるとお考えになつておるかどうか。言いかえれば、今の証券市場の状態でもつて、国民経済的な機能を果しておるとお考えになつておるか。あるいは多少手でも打たなければならぬというふうにお考えになつておるか。根本的な認識の問題を最初に伺つておきたいと思ひます。

○湯地政府委員 この問題につきましても、われわれもいたしまして、戦後の日本経済再建の上において、産業

資金の調達の問題、特に長期資金の調達という面におきまして、できるだけ事業会社が自己資金でこれを調達して行くことが、会社の経営を堅実にするという意味においても必要であると考えておるのであります。また二十五年度の資金計画等におきましても、自己資金調達に期待するところの額は決して少くないのであります。そういういたしますと、どうしても会社が資本を増加するという方法に出でなければならぬのであります。現在の株価の状態におきましては、資本の増加を来すというところがなかなか困難な情勢にあると思ひます。従つて産業資金として自己資本を調達するという大きな目的を果す意味においても、現在の株価の状態を何とかしなければいけないのじやないかというのを、痛感しておる次第であります。

○小委員 現在の市場の状態を国民経済的な観点から放置してはいかぬ、何とかしなくてはならぬという御意見のようであります。しかしらばこの証券市場、ことに株式市場の回復をどのくらいこの目標に持つて行つたらいいかというところであります。これはなかなかむずかしい問題であります。私も、私どもの考え方では、これはインフレ高進下の株価のように高いものにまで持つて行つてはいかぬ。今お話をいたしましたように、自己資本を会社が調達するに足る値段まで持つて行つておる安定さすべきである。インフレ高進下の株価とデイス・インフレ下の株価とはおのずから性格が違ふはずでありますから、その辺のところを一応けじめをつけていただいて、ただ株価を高くすればいいのだというお考えでなしに、自

己資金の調達に必要な安定をさせるべきだと考えるのであります。そうして株価対策の目標は、株式本来の性質からいいますと動きやすいものであります。これをあまり浮動させないで安定するような方策をとるのが、取引委員会としての義務ではないかというふうに考えますが、その株価対策を立てます場合の目標について、私の申し述べました見解に對しまして、事務局長の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○湯地政府委員 これは非常にむずかしい問題であると思ひますが、ただいま小委員のおつしやつた通り、各会社が自己資金を調達し得るような程度で株価を安定するということが、ぜひ必要ではないかと思ひます。また最近会社の企業整備等がだんだん完了いたしましたので、配当をする会社がだんだん出て参つたのであります。従つて将来だんだんと株式が、従来のように物証の証券というよりは、利潤証券としての利回り計算等から出る株価を維持するといふような方向になることを期待し、またそういうふうな指導もして参らなければならぬというふうに考えております。

○小委員 その証券対策の問題に關連しまして、株式保有機関の問題があらます。すなわち戦前には安定株主が財閥その他の形によつて確保されておつたのであります。いわゆる証券の民主化で安定株主がなくなつております。従つて保有機関のようなのをつくる。国民経済から生れる消化力でもつて株式の消化ができるまでは、暫定的に保有機関のようなのが必要であるといふふうに、私もは考えておる

のであります。大蔵大臣もそういう考へに近い考へを持つて、一時は保有機関のことも考へておつたようでありましたが、新聞紙上その他で仄聞いたしますと、この問題は少し薄れておるようであります。あなたのお考えとして、この保有機関の必要をどういうふうにお考えになつておられるか。また対策としての保有機関のその後の経過、見通しについて伺つておきたいと思ひます。

○湯地政府委員 現在の株価の低落の一つの大きな原因といたしましては、昨年もしくは一昨年来発行された株式が非常に多額に上りまして、株もたれといふような傾向にあるのが、大きな原因であると考えております。従つてこのいわゆる浮動株式を一部保有いたしまして、たな上げをするという力にマッチさせるという意味からいつても、また株価を安定させるという意味からいつても、簡明率直な案であらうと考えるのであります。しかしながらこれは實際問題といたしまして、この保有会社を設立した場合に、相当大きな規模のものでなければならぬと考えるのであります。その資本金の問題あるいはその保有した株式による株式が将来値下り等があつた場合の損失補償の問題というふうな、いろいろの關連した困難な問題がありまして、これをこの際すぐ取上げてつくつて行くといふことには、やはり相当の時間がかかるのではないかとこのううううに考へておるのであります。大蔵大臣の考へておられるのも、最後の方法としては、保有会社の問題は当然考へられなければならない問題であると、

おそろくお考えになつておると思ひますが、さしあたる問題といたしまして、今新聞紙等に伝えられておるような証券会社の引受け能力を強化するという方向について、いろいろお考えになつておるのではないかと、このううううに推察しております。

○小委員 保有機関の問題は、今お答えをいただきましたが、そういう趣旨で大蔵大臣は少し引込み思案のようでありまして、直接事務局としては大蔵大臣をつつていたただくよりも、私どもも大蔵大臣を激励するつもりであります。その点お含み置きを願ひたいと思ひます。先ほど株もたれといふことが出ましたが、株式界の大洪水を抑えますには、川の大洪水を始めるのと同じであります。それは河川改修とダムをつくることだと考えております。ダムはもちろん一時的方便にすぎません。従つて最近大蔵大臣が問題にしております引受け機関の問題などは、河川改修の方に属すると思ひます。証券金融の問題も、現在の金融環境を考えますと、どうしても政府資金を動員しなければならぬと思ひます。政府資金と言ひましてもいろいろ種類があります。預金部資金あるいは閉鎖機関の保有しておる資金、復金で回収した資金、特にいろいろ意味で目標にされますのは見返り資金であります。これはどういふふうに使ふか、積極的に使うかどうかといふことは、單に証券対策でなくして、今日の金融政策を推進する上にぜひ必要な條件なのであります。この見返り資金の名前を盛んに使ひながら、実は引受け会社の案が出ております。新聞発表あるいは談話等に出ております大蔵大臣の意見

は、見返り資金と引受会社と結びつけて、引受会社の増資を見返り資金で引受ける。但しこれは直接でなくして、銀行を通して間接のように承つておりますが、見返り資金と証券対策の関係について、お知りになつておられることをできるだけ詳細にお答え願ひたいと思ひます。

○湯地政府委員 証券対策として金融の面から申ししても、やはり相当の金があると思ひます。これは金を一般の金融すなわち預金等で集めた資金で、普通のコマ・シャル・ペーシスで銀行等が融資するということにはおのずから限度がありまして、十分な資金を流すことはなから困難であらうと考へるのではありません。従つて今仰せの通り見返り資金等を出してもらへば、相当のことができるとわれ／＼も考へておるのであります。大蔵大臣もおそらくこの資金をできるだけ活用しようということに、お骨折りで中であると考へております。

○小澤委員 大蔵大臣は一人よがり、一人でやつておられると思ひますので、おそろしく詳しいことをお知りになつていないかもしれませんが、少しあなたの方から材料を出して、大蔵大臣に知照をつけながら、この問題を解決することを要望したいと存じます。

なお見返り資金の動員の問題であります。申し上げるまでもなく池田大蔵大臣のいわゆるデイス・インフレの線を確認しますためには、財政本来が非常にデフレ政策的な性格を持つておりますから、金融のまかないを上手にするよりほかに方法がないのであります。わが党の大蔵でありますので諒請

はいたしません。そういう見方をしておりますので、金融にもつと積極的な手を打つべきだということを、私自身として申しておるのであります。そういう意味で金融の政策を積極的にやつていただくというその一環として、この証券対策は非常に必要なものであります。その証券対策というものを本格的に推進していただきませんと、いわゆるデイス・インフレの線はなから／＼確保しにくい。かような意味で直接間接に當つておられる局長の積極的な御研鑽、御活動を望まいたします。私の質問を終りたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ただいま小澤委員の御質問がありまして、大要は盡されたのであります。私はなお数点にわたつて、補足的な質問をいたしたいと思ひます。

私の第一にお聞き申したいと思つております事は、この法律によつて会社の事業内容並びに生産、販売その他営業状況、資産及び負債状況を把握しつくりさせようということが、大事であらうというところを考へておるのであります。その点について具体的なお答えを賜りたいと思ひます。第一に正する法律案に對しまして、第一にお尋ねたいと思ひますのは、各会社の事業内容、沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、収支の状況につき、具体的にこれを示せといふことが第五條にある。これは今まではなかつたと思つておりますが、この構想をお入れになつた趣意をひとつ承りたいと思ひます。

○湯地政府委員 お答え申します。御承知の通り現在の証券取引法で会社が

新設されたような場合、あるいは増資をするような場合、すなわち株式の募集等をいたします際に、その金額が五百万円以上になるものについては、証券取引委員会に届出書を出すことになつております。これは現在第五條にそのことを書いておるのであります。その届出書にどういふことを書くかといふことがありまして、現在の法律ではその第五條の第一号に「目的、商号及び資本又は出資に関する事項」第二号に「本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所」第三号に「事業」といふことを書いております。ところがこの届出書の本来の目的は、会社が、広く株式を募集する際に、その株式に應募しようという人が、会社がどういふ資産内容であるとか、あるいはどういふ事業をしていふとかいふ会社の実態、資産内容を把握するに知らせようといふことがこの法律の目的でありまして、当然投資家が知るべきことは、正確に間違ひなくこれを書いて出さなければならぬといふことで、現在の第三号で「事業」と書いておられるが、実際問題といたしましては、会社の事業の沿革とかあるいは生産、販売の状況だとか、ちやうどこの改正法律に書いておられますような事項を、書いて出させることにいたしておられます。そこで今度書いておられない関係上、発行会社の便宜その他から考へまして、法律的にもつと今までやらせておつたことを明らかにしたいといふことであります。

○三宅(則)委員 その次に第九にありますが「当該有価証券の募集、売出又は募集若しくは売出の委託の條件」というものはかつてあつたのであります。次に十九の「その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める事項」といふことがあつたのであります。その定める事項のうちにおきまして、証券取引委員会がきつめて強固なる指導機関であると私は考へておりますが、その販売方法、指導方法等に對します御構想を承りたいと思ひます。

○湯地政府委員 現在の法律の不備が一つあると思ひます。第九号の中で「募集又は募集の委託」といふことになつておりますが、売出しの場合に現在の法律では扱はれておるのであります。売出しの場合も同じように必要だといふ意味で、売出しを加へたのであります。

それから十九号の「その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める事項」これは一応三号で、総括的に現在予想されておられることは書いておるのであります。が、將來だ／＼いろいろ問題が出て来るだらうと思ひます。たとえば最近のように、相当税務署の検査が厳重であつて、ある会社に国税庁の査察の手が入つた、そういうふうな場合には、しかも相當の脱税といふか、更正決定等があつたという場合は、この三号では必ずしも記載しなければならぬ事項にはなつていないのであります。が、それが会社の事業内容に相當影響を及ぼす場合もあるだらう、そういう場合には、現在査察を受けているとか、あるいは査察を受けた結果、

こういう税金の決定があつたといふようなことも書かせることが、投資者の保護になるというふうなことも予想されますので、そういうふうな意味で十九号の規定を設けた次第であります。

○三宅(則)委員 それでは、第三章に入りまして、第一のところにあります。証券業者といふものに対しては戸籍抄本となつております。これは戸籍謄本の方がよろしいのではないと思つておりますが、この辺の構想をひとつ承りたい。同時にもう一つ、関連があります。同時にもう一つ、関連があります。証券取引法によりましての業者の内容であります。これにつきまして、取締役または執行社員であつた者が、場合によりまして行き過ぎた点があつたり、あるいはその業務を取消された場合において、五箇年以内これを開業することができないという規定があります。この五箇年は少し長過ぎるのではないか、三箇年ぐらにしたらいいのではないかと思ひますが、その辺の構想を承りたい。

○湯地政府委員 お答え申します。最初の点は、従来戸籍謄本が必要といふことにしておつたのであります。現在戸籍謄本をとることはなから／＼時間がかかりまして、金もかかるというので、この点を簡単にして、戸籍抄本あるいはまた戸籍証明書でもよろしいといふことにいたしましたのであります。それから、いま一つ、登録の取消しを受けた証券会社の役員であつた者は、五箇年間他の証券会社の役員もしくは証券業を営むことができないという規定を設けたのは、現在の有価証券取引法では、個人である証券会社——これ

○**湯地政府委員** 証券業者の營業年度の問題でありますが、現在の法律では四月から九月、それから十月から三月、この二回の半期決算になつております。しかしながら証券業者の業態を見てみますと、一年のうちで非常に營

○湯地政府委員 証券取引委員會の委員長及び委員は、現在の委員長が一人で、委員が二人おります。これは現在はいわゆる一般職の官吏ということになつておるのでありますが、証券委員會の性質等から見まして、また委員長及び委員の任命が、現在でも内閣総

○湯地政府委員 委員及び委員長の所掌いたしましたおります仕事の性質から見ましても、相当証券会社の実情等に経験を持つておることが必要でありま

を、全部公認会計士の監査を受けたものでなければならぬ」とすることは、現在のところ強行するわけには行かない、こういうふうな考えでおるものでありまして、その点法律の中にも取引委員会規則で定めるようになっております。ただいまの考えをいたしました。

に考えます。ところがたまたままだ過渡期でありますので、行過ぎがありません。取りまた未熟の点があります場合には、取引委員会といったしましては相当責任をもつて監督する必要がある。かように思います。私の聞き及ぶところによりますれば、米國におきましても、

公認会計士の監査したものに対して多少でも間違いがある場合においては、もう一段高い公認会計士と申しますか、取引委員会委員とか、学識経験者とか有能の士を置いて、もう一つ高級の監査をしておるものであります、日本でもその辺の構想があるかどうか承ります。

○湯地政府委員 会社から出して参ります公認会計士の監査を受けた書類の監査等につきましては、委員会といたしまして、特に今回提出してあります予算によつて、国会の承認を得れば相当の経費を出しまして、専門家にお願いいたしましてその監査を十分いたしたい、こういうふうな考えております。

○宮腰委員 政府は昨年の春以来証券民主化運動ということで、盛んに株を買えという宣伝をしたのであります、この宣伝に乗せられて、勤労者も婦人階層も、ほとんどの人が株を持つてしまつたのです。ところが株は有利であると宣伝したにかかわらず株は暴落してしまつた。これがために一般大衆に、株は不安なものであるという風持を抱かせてしまつたのであります。事業を再建するにはどうしても増資をしたり、新設会社をこしらへたりしなければならぬが、増資する場合には額面を割つたような状態では、拂込みをして増資分を受けける株主がなくなつて参ります。こういううあい債券整備の不可能な状態になつて参りまして、従つて産業界に及ぼす影響というものは重大な問題となつて参りました。ことに今日の資金難の状態では、どうしても長期資金は社債なり株券なりによつてまかなわれなければなら

ないと思ふ。この株の暴落では債券整備というものは非常に困難になつて参りまして、金融の一大恐慌ともなるという危機がはらんで参つておるのであります。昨年百億の預金部資金をてこ入れ資金に使うために市中銀行に供託して、あるいは日銀の内面指導によつて金融に出動させたのであります、實際はこの貸出しについては自分のおとく先におのこの資金を貸し出して、実際の株価のてこ入れにしましてもそれは結局貸出しを円滑に回収する考えでありまして、實際はてこ入れ資金にはならないでしまつたのじやないかというのをわれ／＼は今想像する。従つて昨年の暮れにおける百億のてこ入れ資金というものは、実に無意味に終つてしまつたといふことであります。従つてこの株価の回復は一般の大衆投資家によつて回復しなければならぬにかかわらず、一般の投資家に非常な迷惑をかけておる。これは結局政府のデフレ的財政政策の失敗の結果だと思ふのであります。あるいはこの問題については池田大蔵大臣にも出席していただきまして、この株価暴落に對する政府の考えも求めたいと思ふのであります。この株価の暴落は結局現内閣のデフレ政策の結果だと考へてゐるのであります。この問題につきまして、今後こういうような預金部の資金なり見返り資金を株価対策のてこ入れ資金に使うかどうかという問題と、それから証券保有会社ですが、こういう保有会社を大蔵大臣はやらぬといふことを言つておられますが、これに對する見通しもお伺いしたいと思ふのであります。

また企業再建整備法によつてごく最近に解除となつておる会社もたくさんありますが、これなども私は今になつてこういうことを申し上げてはおかしの次第だろふと思ふのですが、一べんに再建整備法によつて解除しないで、徐々に解除して来れば、増資の問題も一べんに市場に現われるようなことはなかつたのじやないかと思ふのです。こういうような問題について政府の考へを伺いたいと思ひます。

それから公認会計士の問題ですが、先ほど三宅委員より話を持ち込まれましたが、この問題について公認会計士の人数が非常に少いのでありますけれども、現計理士をこれに充てるお考へがあるかどうか、こういう点について御返答願いたいと思ひます。

○湯地政府委員 株価対策の問題、預金部資金あるいは見返り資金等の政府資金を使用する見通しがあるかどうかという御質問に對しましては、われわれ事務當局といたしましては、できればこういう政府資金によつてやつていただきたいという希望を持つておるのではありませんが、これは全般的金融政策あるいは財政関係等の問題もありまして、現在おそれ大蔵大臣はせつかく御努力せられておるのではないかと考へておる次第であります。

それから保有会社をつくる見通しの問題につきましては、先ほど私小峯さんの御質問に對しまして申し上げたのであります。これはやはり究極の問題といたしましては、最後の手としてはこれが必要であるのではないか、こういう考へであるのであります。早急にこれを實現するといふことはどうも困

難であるのではないかと考へております。それから企業再建整備を徐々に解除して行けば、そう一度に集まつて来るようなことではないだらうというお説に對しましては、最近大蔵省におきましても、増資というやうなことが再建整備の條件になつてゐるようでありまして、必ずしもその期限までに増資をしなければならぬといふやうな点につきましては、相当これを緩和した政策をとつておる次第でございます。

○宮腰委員 これは大蔵大臣に質問したいのですが、今日おらないようでは、この政府の財政政策の問題については、これが株価の対策に重大な関係があると思ふのですが、ぜひひとつ大臣をお呼び願ひたいと思ひます。

○川野委員 ちよつとお待ちください。川島金次君。

○川島委員 今の証券のことについて参考のためにお尋ねしたのであります。この改正案の中で百九十一條の二の新聞、雑誌等に掲載する会社のいふゆる意見もしくは文書その他のことになりまふけれども、これは一体こういうことが新聞もしくは雑誌上に掲載される場合に、実行がきつめて可能だと当局は思つてこれをつくつたのだらうと思ひますが、實際においてこういうことは非常に困難ではないかと私どもは思ふ。こういうことを規定づけても、實際に行われることが困難であるし、おそらく新聞、雑誌等が投資についての判断を提供すべき意見もしくは文書を出して、これは会社から金をもらつたんだという表示をして評論をすることは、ほとんどないだらうと思ひます。そういう不可能なことを

こういふところに掲げて、これを勵行させて、しかもそういうことに違反した場合には当然相当の罰則はあつたと思ふのですが、その罰則はどういうことになりまふか。またただいま申し上げましたやうなことが、円滑に業界において実行されるとの見通しを持つておられるかどうか。その二点を伺つておきたいと思ひます。

○湯地政府委員 この百九十一條の二の規定は、これは趣旨は投資者保護という意味から設けたのであります。この会社等から對価をもらつて新聞あるいは雑誌等にその会社の内容あるいは業績、あるいは見通し等の意見を述べたやうな場合に、どちらかと申しますと、会社に幾らか有利な意見を述べたおそれもあるものであります。もちろん会社から對価をもらつて、故意に内容のいふやうな記載をすれば、これは現在の法律でも罰則の規定があるものであります。必ずしも故意でなくとも、どちらかといふは会社の有利な記事になりがちな場合があると思ふのであります。そういうやうな場合にそれを信用をして投資をするという投資者については、一応そういう對価をもらつておるのあれば、對価を有償な有償といふことを記事の一部に出してもらうといふことが、投資者が正確に判断をする一つの材料になり、投資者を保護するゆゑになるのではないかと意味合ひで、この規定をつくつたのであります。もちろんその境目はどういふ場合か。その對価を受けました對価を受けるべき約束のもとに云々とあるものであります。その差のところは相当デリケートなむずかしい問題があると思ひます。しかしこれを法

難であるのではないかと考へております。それから企業再建整備を徐々に解除して行けば、そう一度に集まつて来るようなことではないだらうというお説に對しましては、最近大蔵省におきましても、増資というやうなことが再建整備の條件になつてゐるようでありまして、必ずしもその期限までに増資をしなければならぬといふやうな点につきましては、相当これを緩和した政策をとつておる次第でございます。

○宮腰委員 これは大蔵大臣に質問したいのですが、今日おらないようでは、この政府の財政政策の問題については、これが株価の対策に重大な関係があると思ふのですが、ぜひひとつ大臣をお呼び願ひたいと思ひます。

○川野委員 ちよつとお待ちください。川島金次君。

○川島委員 今の証券のことについて参考のためにお尋ねしたのであります。この改正案の中で百九十一條の二の新聞、雑誌等に掲載する会社のいふゆる意見もしくは文書その他のことになりまふけれども、これは一体こういうことが新聞もしくは雑誌上に掲載される場合に、実行がきつめて可能だと当局は思つてこれをつくつたのだらうと思ひますが、實際においてこういうことは非常に困難ではないかと私どもは思ふ。こういうことを規定づけても、實際に行われることが困難であるし、おそらく新聞、雑誌等が投資についての判断を提供すべき意見もしくは文書を出して、これは会社から金をもらつたんだという表示をして評論をすることは、ほとんどないだらうと思ひます。そういう不可能なことを

律施行後すぐ実施するということはやはり困難でありまして、これは相当この法律の趣旨を周知徹底せしめて実施するという意味で、六箇月後にこれを実施する予定にしております。また法律もそういたしておきます。それでもしこれに違反をやつた場合に、どういふ罰則になるかという問題につきましても、これは一万円以下の罰金ということでは、罰則の規定に書いてある通りであります。

○川島委員 ついでにお尋ねします。この法律は今の言論界に、ことに経済関係を中心とする有力な新聞もしくは経済誌、そういう世界にこういうことがひん／＼として行われておるといふ認識の上に立つてつくつたのか、それともそういう有力紙でなくて、それ以下のいわゆる商業雑誌、新聞等にこういう事柄の弊害が目につくのか、こういう法律をつくらうとしたのか、いづれであるか伺つておきたいと思ひます。

○湯地政府委員 この規定は、有力な新聞雑誌等にはほとんどないのではなからうか、こういうふうにも考えておるのではありません。もつとも小さい商業雑誌あるいは新聞等で、こういうふうな場合もあるにしろ、あつても考えておるのではありません。むしろこの考えはできるだけ投資者の保護を徹底しようといふことによつて、こういうふうな場合が目につくから云々といふよりは、こういうふうな場合には、そういうことをはつきりさせて、投資者もそれを認識の上、正確に自分で判断して、投資するようにさせようといふ趣旨から考へたことでもあります。

○川島委員 これは私の感じではちよ

つと大事なことで、もう一つ聞いておきますが、投資者がその会社の内容等を判断する場合に、今日においては今お話の出た有力紙がやる場合、あるいは有力雑誌が行う場合と、それ以下の問題にならないような言論報道機関が行う場合とは、おのずから投資者の方でそこを明確に判断しやすきものである。従つて有力な新聞あるいは有力な雑誌等に評論が出た場合には、それに対して相当の信用力があろうと思ひます。またその有力な新聞や雑誌社においては、そういうことは当局においてはあまりないのだといふことになり、それならば、一般の投資者があまり信用しておらないような言論機関の方面だけを取締らうといふのであろうか、しかしその取締りはなくとも、あまり弊害がないのではないかと、それは投資者の方で、その機関紙を通じて冷静な判断をすることが大部分ではないか、こういうことになるかと、もう一つはこういう規定を設けましても、実際の言論界においてあるいはその他において、こういうことが助行されるというところは、多少私もかつて言論の方面におつたのが、想像はできないのです。たとえば評論を書くときに金をもらふね、しかしながらあとで別な形で金をもらふ。あるいは前もつてもらつたというふうな平素の取引関係があつて、そういう評論をするときには、直接的な対価の提供はなかつたといふことになるのです。これは実際にいふところの新聞、雑誌についても、こういう法律が出たのに金をもらつたと附記をして、その会社の評論をするなどということはおよそばかげたことであつて、おそらくこれは実行できな

いと思ふ。そうするとかえつて實際は間接的に金をもらつておりながら、しかし金はもらわれないのだという擬装のもとにいろいろ新聞が書いて、投資者にむしる判断を誤らせるという傾向になるという事柄が多くなつて来やしないか。こういうふうになつてしまつては、せつかくこの百九十一條の法文をつつて、その精神を生かそうとしておるその精神はわかるが、實際においてはその精神と逆の現象が現われるといふおそれ、多分に私の経験からいふところではないか、そういうことについてどういふ認識を持たれておるか。もう一ぺん伺ひたいと思ひます。

○湯地政府委員 お答え申し上げます。先ほどの私の答弁は少し言葉が足らなかつたかと思ひますが、有力新聞雑誌等にはそういうおそれがあるまいかと申し上げたのでありますが、これは有力新聞雑誌等においては、そういうでない新聞雑誌等に比べて、特に色めがねで会社の内容等を書くことはあまりないであらうといふことを申し上げたのであつて、むしろこの規定の實際上の効果を發揮すべき場合といつたしましては、あるいは株界、あるいは事業会社等に相当の識見を持つ相当有力な方の評論というものが、影響力が多いのでありまして、そういう方がその対価をもらつて書かれておる。そういう影響力の多い方がこの対価を他の者のためにおそれるといふ趣旨なのであります。

○川島委員 どうも納得できない。實際にこういうことは私は行われな

いう一つの判断の上に立つておるもので、あなたの方はこういうことはつかまるだらう、行われるだらうと考えられておるが、實際においては行われなかつたか、これを實際でやってみても、かえつて逆の現象が起るようなおそれがあると思ひます。むしろこういうものはない方がよい。それともこの法律というものは、証券界に横行しておるいわゆるボロ新聞と言われるようなものの整理のためにこれを設けたのだ、そういうことに私は感ずるのですが、その点はどうですか。

○湯地政府委員 その問題については、われ／＼といたしましては、そういうボロ新聞を特に整理するといふことを目的としてつくつたわけではあります。これはやはりこういう規定があるといふことによりまして、会社その他に對する評論が、できるだけの真実に近い正確な評論をされるということをお願いしておるわけでありまして、

○川島委員 これは私は意見が違ひますが、繰返して申し上げます。どこの会社でも自己の会社の投資家にとつて、判断の資料となるものに足るようなものを書いてもらふために、金を出すとすれば、かなものは事実上おらぬのです。また一方金をもらつて書きましたといつて世間に表明するような人は、新聞人もしくは業界の雑誌等には私はおそらくおらぬと思ふ。普通の常識を持つてゐる新聞雑誌、普通の常識を持つてゐる当面の当該会社等にはおらぬと思ふのです。しかも金をもらわな

ないで書いておるのだといふことが、ほおつておけば盛んに行われて来るのです。そうすると、ただいまの雑誌や新聞等に載つた記事も、逆に非常に有

力な判断の材料にされるような形になつて来る。こういうおそれが私はあると思ふが、どうでしょう。それだといふと、この百九十一條のあなたが考へになつた法の精神と、實際において逆の現象が起つて来るといふことになるのです。むしろそれならば、私はこういう法律なんかない方がよい。そして国民の民主的な冷静な投資家の判断にまかせて行くことがよろしいのではないかと、こういうことになるが、繰返して聞くよりすがいいが、

○湯地政府委員 この問題はそういうふうなお考え方も成り立つたかとも存じます。が、われ／＼といたしましては、こういうふうな規定がある、またこの規定の趣旨をできるだけ周知徹底せしめて、六箇月後ころから実施しよう。その間にできるだけ事業会社等の記事あるいは評論というものを、現実に事実に近い正確な評論をさせる、し

てもうといふことに役立つのではないかとわれ／＼は考へてゐる。

○川島委員 その精神はわかるのですが、逆に弊害が大きくなつて来るのです。それは、ある会社がある、これをひとつ大宣伝しようといふときに、この法律がなければ、下手な者が書いたならば、投資家が読んだときに、これは金をもらつたといふことが判断つくだ。ところが事業会社と今度は言論人とが、仮定の問題ですが、結託をして、直接の対価の提供がない擬装をもつて書いた。そうすると会社の方でもおれは金を出したんじゃない、新聞の方も金を出したのではない、公正な最も高い見地においてこれは書かれたのだという印象を、投資家に與える

という弊害が起つて来ることになりはせぬかというのを私はおそれる。私はむしろこういふ法律なんかない方がよろしいのではないかと思うのです。その点は見解が違ふようですから、これは討論のときにでも申し上げたいと思いますが、お考えを願ひたいと思います。

○竹村委員 次の委員会までにひとつお願いしておきたいことがあるのです。というのは、この法案の大体の骨子としてつくられてゐるのは、投資家の保護のふりをするというのが大体の目的だと思ふのであります。そこでこの証券取引法によつて規定されておきますところの証券、いろいろなもの最近のもので、今日外国の人の所有してゐる分はパーセントに當る。これはおそろくわからぬだろうが、外資委員会なんかでわかるだろうと思ひますので、その資料をひとつ出して置いてもらひたい。

もう一つは、証券の民主化が言われて、非常に多くの人たちが証券を持つてゐる、あるいは株券を持つてゐると言われておりますが、その十株とか二十株とかの小さい所有者と大口所有者との比率をつつて、次の審議のときまでにお出し願ひたい。これだけひとつお願いしておきたいと思ひます。

○宮腰委員 公認会計士の監査の証明をちよつと伺ひたい。現在までに公認会計士で合格されてゐる者は少人数でありまして、こういうふうないろ／＼な監査証明についてはとうてい手がまわらないだらうと思ふのであります。そこで公認会計士法の一部改正をお願いいたしまして、今後三箇年は監査証明ができるという法律改正を出そうと

今考へてゐるので、大体司令部もその線に沿つて承認してくれようでありまして、この監査証明は公認会計士法の一部改正があつて三年間延期になつた場合には、現在の会社の監査証明について同様に取扱つてくれるかどうかという問題ですが、改正するならば特にこの計理士にも三年間だけ認めてほしいのだ、こういう希望をお願いしたい。が、取引委員会ではどうお考えですか、ちよつと伺ひたい。

○湯地政府委員 この公認会計士の監査の問題は、実は改正されない現在の法律にもその規定はあるのであります。が、御承知の通り公認会計士の数が非常に少い。従つて委員会に出て来る書類が相当たくさんあるのであります。が、このすぐ監査を受けなければいけません。これは事実問題としてできないし、またかえつて一般の事業会社等に迷惑をかけると思ふのであります。

委員会規則で公認会計士の数の状況等から見て、公認会計士の監査を受けなければならぬ会社の数を、現在の公認会計士でやれる程度にきめて行こう、そうしてだん／＼ふえればだんだんふやして行こう、こういう考えであります。

○宮腰委員 そういふことにしないで、大体いつそたくさんこれをやつて行くという意味において、この計理士の法の改正と同時に、この監査証明が公認会計士と同様に取扱つてくれるかどうかというこの質問であります。その質問にお答えがないようであります。が、

○湯地政府委員 証券取引法の建前といたしましては、やはり公認会計士の監査を受けるものについて言つておる

わけであります。公認会計士法の改正で、現在の計理士も公認会計士と同じように取扱うというふうな改正でもあればまた別であります。が、現在いたしましては公認会計士の監査を受けたものについてどうしよう、こうしようという規定をつくつたのであります。

○宮腰委員 この公認会計士法の一部改正について、大蔵省もそれから司令部も大体三箇年延長については承認してくれようであります。が、従つて改正のあつた場合には、ぜひ公認会計士と同様に監査証明をやつてほしい希望を述べて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○川野委員 ほかにも質問はございせんか。——それでは本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○川野委員長 それでは連合国軍の需要に應じ連合国軍のために勤務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案は、午前中に質疑終了となつておりますので、これを議題といたしまして討論採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。河田賢治君。

○河田委員 簡単に反対の意見を申し上げます。本案はきわめて簡単な、そして比較的技术上の問題にすぎないのであります。が、実は今日の日本の経済情勢から、また実際の日本の労働者の労働状態から申しまして、たくさん失業者があつて賃金の不拂ひがある、こういうきわめて不安定な生活をしておるときに、この法案をもつて給料をなるべく迅速に支拂うとかいう名目になつて、美しい言葉を並べられておりま

すが、また事実そういう方向に行くとは思ひますが、しかしこの反面におきまして、この法律の適用される部分が、大体において終戦処理費とかまた公費事業費、特に公共事業費の内容については、政府の詳しい説明がなかつたのであります。これはやはり終戦処理費と関連のある軍事的な道路とか、あるいはそういう終戦処理費に関連のある公共事業費に限られると思ひます。また見返り資金による公共事業費、こういうものに限られております。

従つて今日の日本の置かれておる状態からいたしまして、日本の軍事基地化あるいは植民地的な方向に向うおそれがあるわけでありまして、こういう方向にこの金を使われる場合には、きわめて迅速にそしてきわめて丁寧に拂つて行くということが、われ／＼には考えられるわけでありまして、こういう点から、表面的にはきわめてささやかな問題ではあります。が、こういうものを内包して、今後こういう方向にはど

んどん／＼という／＼な利便をはかつて、終戦処理費あるいは公共事業費等はいかに賃金の遅配もない、だから労働者は安い賃金で出て来い、こういういふゆるい水になつておると思ふので

す。政府が近く国会に提出します百七十一号法律の撤廃ですが、こういう問題ともやはり関連がありまして、従つて日本の労働者階級の低賃金政策をねらう一つの布石だと考える次第であります。

それから第二点は、なるほどこの銀行の手数料というものは、全体から見れば些々たるものかもしれませんが、しかし終戦以来今日まで四年半やつて来ました仕事で、これが今日になつて

どうもやりにくいというのはおかしいと思ふのです。行政機関の整理ということに伴はずにそのままにしておき、他方においては銀行に事務を相当委任する、こういうことでは、結局銀行に對するこれらの資金が、たとい一週間あるいは数日間でもコールとして利用する余地は相当ありますので、そういう点からも、これは金融機関への一つの利益のために奉仕するという結果が現れて来るわけでありまして、従つてこういう観点から、私たちはこの法案に對して遺憾ながら賛成することができなないのであります。特に重要なことは、こういう些々たる法律なんかを政府はお考えになるよりも、もつと最大なものとして、終戦処理費が今日のお莫大の額に上つておる、こういうものをもつと徹底的な削減に對して政府は連合国に要請をされる、そういう努力を私たちはさるべきであると思ひ

特にポツダム宣言によりまして、日本の国民が心から平和的な民主的な政府をつくつた場合には、占領軍は撤退するということを彼らみずから聲明しておるのであります。従つて平和的であり民主的な政府であることを自認される吉田内閣であれば、なおさらのことこの占領軍の撤退、また終戦処理費の軽減をして、日本の国民全体の生活を少しでもこの方面からゆたかにするということに努力を拂わなければならない、私は考える次第であります。従つてこういう立場から、こういう法律が表面的にはいかにも労働者に賃金を遅滞なく拂ふというところになつておりますが、この事実の裏にひそむ事柄をわれ／＼は重視しまして、本法律案に反対する次第であります。

○川野委員長 小山長規君。

○小山委員 私は民主自由党を代表して、本法律案に賛成の意を表するものであります。

現在連合軍の需要に応じておるこの労働者、あるいは公共事業その他に使われておる労働者の賃金の支拂い、手不足のために賃金が非常に遅れたり、あるいはその労働者が非常に多いために、一括支拂いの簡易手続等をやつておるために、たま／＼不正が行われるようなおそれがあるというように、あるいは非常にたぐさんの労働者がおるために、中には期日に受取りに來ないために、非常に事務が滞滞するといふような現状に對しまして、市中の金融機関に支拂いを委託するといふことは、現在の事情から最も妥當な方法であると思ひますので、この意味において、この法律案に對しては全面的に賛成の意を表するものであります。

ただ支拂いが市中銀行に委託されまふ場合にも、市中の金融機関もまた手不足でありますので、この取扱いは、市中の金融機関がまた簡易に取扱われるような方法、つまりこれを一応預金に受け入れて、そうして支拂いをしてなればならぬといふようなことでなしに、株式の配当の支拂いのように、簡易な手続をもつて行われるような方法でこの支拂いをするよう、政令その他の手続においてそのような取扱ひをしていただきたいといふこと。同時に、この法律の目的を達しますためには、手数料のきめ方、あるいはその資金がそのような程度に滞留するかといふようなことで、金融機関の応じ方の態度がいろいろ違つて來るであらうと

思ひますので、その点において、適切妥當な手数料のきめ方その他を御考慮願ひたいといふことを、希望として申し添えておきます。

○川野委員長 川島金次君。

○川島委員 私は日本社会党を代表して、本案に一応賛成の意を表するものであります。但しこの機会に政府に強く希望及び警告を發しておきたいことは、二十五年度は連合軍の需要に應ずる労働費は別として、ことに公共事業費及び米國対日援助見返資金による公共事業費が相当大幅に広がつて來ております。従つて労働費のほかにこれらの公共事業に要する政府支拂いが、これまで本年度は前年よりは相当大幅に広がつて來るわけでありまして、かかる最近政府におきましては、デイス・インフレといふ名によつて、故意に政府支拂いを遅延せしめるといふ事態がきわめて顯著であるので、それがために国会においても相当当局を鞭撻し、論議の焦点となつてゐるのであります。中小企業の金詰まりなどがきわめて深刻になつておることも、政府の支拂いの遅延といふことが、これまた大きな要素になつてゐるというところだけは言えるのではないかと思ひます。従つてこの法案を実施することにも、政府は一般公共事業に対する民間への支拂いを最も簡易に迅速に行つて、一般国内の中小企業のこの深刻な金詰まりの打開に、積極的な意圖を示すべきであるといふことを、私は強く希望しておるのであります。

第二には、ただいま問題になりまして、この支拂いを市中銀行に委託する、市中銀行に委託しますところの法案の精神は、受取る方の便宜のために

もつぱらこういう処置をとるのであるといふことは、政府が説明した通りであります。しかしながらそのことがはなされて、ややもすれば取扱ひ方の上において、たとえば手数料のある程度高額のきめたり、あるいはまた銀行におけるところの資金の便宜上のために、政治的な操作が行われるといふことになれば、この法案の精神にそむく結果になるわけであるのであります。その点に對しては十分の留意を拂ひ、できるだけ銀行の利便のために、銀行の利益のために率仕するといふ結果が絶対にないことを建前として、もつぱら受取る側の労働者の便宜に率仕するといふ建前で、この法案があくまで実施されることを強く希望いたしました。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまして、本案に賛成するものであります。

本案は労働者の支拂いの便宜のためにその事務所の近くの銀行に預託しまして、労働者の支拂いを促進しようといふ趣旨でありますから、別にこれに對して反對する理由もありませんので賛成するのであります。しかしこれを預託するような場合には、政治的にもいろいろ複雑な問題が起り得る可能性があるもので、公平に行つてもらいたが、それからまたこの事務の問題ですが、特別調達所あたりで十分にこの資料を準備しまして、なるべく複雑な手数料を預託銀行にかけないよう、手数料の点も安くやらせるように準備されたいと思ふのであります。また他の方面に比しまして、たとえばこの労働者に對しては、支拂い促進について便宜が與えられる。しかし一般の公共事業については、非常に政府支拂いが遅延

しておるといふこともたくさんあるものでありますから、これと並行しまして、一般公共事業の支拂いに対しても迅速にこれを片づけていただきたい。それからまたごく最近に國際的ないろいろな問題が起つて参りまして、いづ戦争が起るといふような危険状態も非常に起ります。外電の伝えるところによりますと、日本の四個師團も入りまして駐屯するといふことが伝えられていますが、この点に關しまして、あるいはまた場合によつては終戦処理費が増額されるのじやないかといふような心配もありませんので、この点を十分考慮の上で今後御研究願ひたい。以上をもちまして本案に賛成するものであります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。よつて本案を議題として採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 次に食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案を議題として、質疑を續行いたします。川島金次君。

○川島委員 まずお尋ねしたいことは、公団は明年の三月末をもつて廃止され、それにかわる政府は諸般の研究をいまだに續けておるといふ程度のことではあります。まことにその真意を私は疑わざるを得ない。いやしくもこの重要な配給機構を改組し、ことに廃止するといふ段階に、いまだに廃止後の機構について漠然たる構

想のみである。本年度中に廃止することと決定をして、この重要な予算を、あるいは法案を出されている以上は、今までにわれ／＼が聞いて來た以上に、何らかもつと具体的な構想があつてしるべきだと考えるのであります。もつと具体的な構想がもし政府側に用意されておるのでありますならば、われわれにもう少しく納得の行く程度の説明を、まずお願い申し上げたいと思ひます。

○金城説明員 食糧配給公団は大体昭和二十六年三月に廃止するといふ方向で考へておるわけでありまして、予算はちよ／＼一年分掲げたわけでありまして、それでは廃止されたあとの食糧の配給機構を、どういふふうにするかといふこまかい点につきましては、今までもしばしば御説明申し上げております通り、検討いたしておるわけでありまして、大体的な方向といつては、まず末端機構、要するに配給所を切り離して民営に持つて行くといふことを一応考へておるわけでありまして、あとは要するに民営の配給所——小売商という形になるかと思ひますが、これの集まつた卸機構をこしらへ上げましてこれを各異複数制にする。現在の食糧配給公団であります各県に支局といふものがございまして、これが一元的に全部をとりまとめておるわけでありまして、いろいろの關係からいたしましてこれを自由に、要するに配給所が一県数箇所の卸機構をつくりまして、これに政府が売却して行くといふような大体的構想になつて思ひますが、先ほども申し上げましたように、具体的にこうするといふことはまだ研究中でありますけれども、大体は今申

し上げたような方向で進めようとして
おるのであります。

○川島委員 今の説明はすでにわれわれが聞いた範囲も出ない。ところが本日の日本産業経済新聞を拜見しますと、この委員会では「説明された以上は具体化されたものが報道されておるわけでありませう。さだめしあなともごらんになったのではないかと、またこれはさだめし当局の方から何らかの形で新聞に発表されたものではないかと私も想像しておる。たとえば支所は九月、支局は十二月限り廃止をする。そしてさらに小売店への移行をするためには、来年の四月一日から六月一ぱいを通して漸次に代位制に移して行く。その他いろいろ詳しくことが出ておるのですが、この新聞紙上に発表されたことは政府の構想であるのか。それとも全然根拠のないことであるか。一応お尋ねしておきたい。

○金城説明員 新聞紙に出ておりますのは要するに時期の問題だと思っております。大体の構想は今お話を承りました。私たちが考えておりますのと大体同じような構想を基準にして、ただ時期をいつの時期までに完成して行くか。つまり末端の配給所の切り離しの完了するのはいづれか。それから各府県にでき上りますところのこれらの末端の配給所が集まつてつくりまします。配給所がいつまでにでき上るかという時期の問題だと思ひます。それはなるべく早い時期にやることを望ましいこととありますけれども、金融問題その他の関係がありますので、なるべく早くということだけは考えておりますが、政府としていつまでに完了するということとは考えておりません。ただい

ろいろ新聞紙上で憶測いたしましたして、九月とかいうようなお話でありますけれども、九月といひますと大体下半期にかかるといひます。そういうような大体の憶測から、下半期までには末端の機構ができ、あとから今度は県の卸機構ができ上るということに推察して書いておるのだと思ひますが、政府として正式にいつまでに完成するということは発表いたしておりません。

○川島委員 この報道されたところによりますと、末端配給の登録制のことですが、大体二百から三百世帯を標準にして登録店にするということが報道されております。こういうことについて、当局はどういうふうにお考えおられるか。それから卸売店を構成する場合に、一府県に五ないし六だということとをこの間の委員会で説明されておるのであります。このことによつて配給がはたして円滑に行われる見通しを持つておるかどうか、そういうことについてでもう一度御説明願つておきたいと思ひます。

○金城説明員 末端の配給所をどのくらいの数にするかということにつきましては、現在の配給所を一般に公開して、希望者の登録によつて配給所をきめるということでございます。現在の配給所をそのままの単位とするのではなく、二箇所あるいは消費者の希望によつては三箇所にするという問題があるものであります。これを二箇所とか三箇所ということにしますと、現在の全国の配給所から見ても、おのずから新聞で報道しておるような推定が出て来るのであります。それから各府県において五、六箇所の卸機構をつくり

まして、これで配給がうまく行くかどうかという問題でありますけれども、現在の府県における状態は、県には支所というのが一箇所ありますが、その下に支所が五、六箇所平均的にあることになつております。大体その支所を単位として卸機構をつくり行けば、現在の配給の機構においてそう支障なく行けるのではないかと、いふふうに考へておるわけでありませう。

○川島委員 この事柄はまだよくきまつておらないようでありませうから、この程度にとどめておきます。そこでさらにお尋ねいたしたいことは、明年三月末限りにおいて公団が廃止されて、末端配給はいわゆる登録小売店、その上に卸といふふうになつた場合に、従来の公団の費用がどのくらい節約されて来るか。その見通しはさだめしおありであるかと思ひますが、その点についてお伺ひいたします。

○金城説明員 現在の消費価格を算定いたします場合に、政府の経費はそのままで、政府が実際に入れる代金、生産地から消費地への運搬費、それから保管料といふものを計算しております。また公団の方においては、公団に従事する職員の給料、政府から受取つて公団から配給所までの運搬費、ラニング・ストックの保管料といふものが計算の基礎になつて、消費者価格が決定されておるわけでありませう。これは現在全国一本の公団をやつております関係上、全国一本の消費価格で配給いたしておるわけでありませう。公団を廃止いたしました場合に、これを同じく全国一本のプール価格でやるのはいいか、あるいは段階を設けた方がいいかというような問題も種々

あると思ひます。そういうようなことにつきましても、結局中間経費がどういふふうになつていくかということの研究しなくてはならないだらうと思ひますが、現在のうちに統制をいたしてゐる段階におきましては、中間経費といふのもさう大した差はなくなるのではないかと。ただ配給所が民営になる関係上、消費者に対するサービスが非常によくなるということについて、私たちは非常な期待を持っておりますが、そのためにすぐ計算的に幾ら配給費の節約ができるかといふようなことは、まだはつきりした数字上の研究はいたしておりません。

○川島委員 そこでさらにお伺ひいたしますが、ただいまのお話によると、配給公団が廃止されても、消費者の価格においては少しも節約されるところがないやに受取れるような説明でありませう。しかもその上に私どもが関心を呼ぶのは、ただいまの説明によりますと、現在は運賃その他がプール計算、ところが場合によれば段階制が設けられる。政府は今度の法律の中で、酒の値段なども大都市と地方で二段制になつた法律が出ておりますが、そういうことには全然ない形であるか。そういうことは全然ない形であるか。消費者価格が今のままにすえ置かれて行くという見通しであるか。これはきわめて大事なことでありますので、繰返してこの点をお尋ねしてみたい。

○金城説明員 私が今、現在の消費者価格は全国一本でやつてゐる。しかし末端が切り離されて民営になり、各別々の経営になつた場合に、消費者価格を一本にするか、あるいはこれを幾つかにするか、こういうことを申し上げ

げましたのは、私たちがとしてはそういう方面についてもあらゆる角度から研究をいたして行くということに申し上げたのであります。決定的にこうした方がいいところまで行つておるわけではありませう。あらゆる角度からあらゆる条件を総合いたしまして、考え得るすべての範囲を今研究いたしておるというふうに御了解願ひたいと思ひます。

○川島委員 續いてお尋ねしますが、政府は廃止後においての消費者価格を引下げるといふ方向は、少しも考へておられないのですか。

○金城説明員 今申しますように、あらゆる角度から検討いたしてあります。すなわち、費用の節約できる面を見出し、ことも考えられるわけでありませう。○川島委員 消費者価格が引下げられるならば引下げたいという漠然たるお答えであります。私は公団の廃止と同時に、政府が従来使つておりました諸般の費用が不要になるということだけは言える。従つて政府としては、この機会に消費者価格を若干でも引下げるといふ方向に努力すべきであると思ひます。そういうことについて、今の説明ではまだ漠然として、そういう懸念があるのかないのか。ただ計算の都合によつてでなければそれはわからぬ。しかもその上に場合によつては、価格の面においても二段制あるいは三段制をとるかもしれない。まことに漠としてきわめて受取りにくい説明になつてゐるのであります。原則論としては消費者価格を政府は引下げ

る方向に進んでゐるかどうかといふこ

とについて、もう一べん御説明願いたい。

○金城説明員 私たちが今の公団の一本の配給制度をやめまして、民営の方へ持つて行くというふうになりました場合には、一番考慮いたしておる問題は金庫の問題であります。現在の配給は政府の食糧配給の金庫と云いますか、特別会計の延納という制度によりまして、ずつと末端の配給所まで——会計の形式は食糧庁と公団の会計と二つになつておりますけれども、その間を流れております金庫のものは一本で民営になつた場合に、民営は各自自分の資本の経費をやつて行くということになりますれば、銀行の融資を受けるというふうな問題も出て来るのではな

いと思ひます。そういたしますと、金利の面から行きますと、現在よりも非常に高いものにつくのではないかと、いうようにも考えられるわけでありまして、資本の面とかあるいは今度は末端を切り離してこれが民営になりますれば、サービスという面において、人件費が省けるとかいう問題も考えられるかと思ひます。だからあらゆる面で総合して見なければ、消費者価格が現在と比べてどうなるかということとは、はつきり申し上げにくいのであります。ただ現在よりも絶対に高くしてはいかぬというところは、はつきり申し上げられると思ひますが、それではどういふ面で節約されるか、どういふ面ではよけいにかかるかといううな面もあるかと思ひますので、ただ考え方をいたしましては、今おつしやるように低い方へ持つて行くという方向へ研究いたすことにはしております

けれども、今はつきりしたことを申し上げかねるのであります。○川島委員 それではその事柄につきましては、その程度でとめておきま

すが、この公団の職員は、全体的に申しまして約八万の職員がある。地域によつては違ひますが、従来米穀の小売業者あるいは卸売業者であつたものが、この八万の中に若干おつたと思う。そういう経路であり、しかも廃止後においてはそれが即座にまた小売登録店となり、また卸売業者となるような見通しを持つ人員というものは、この八万の中にどのくらいおられるか。その点の見通しがございましたら説明をお願いしたい。

○金城説明員 公団を解散いたしましたし、民営の小売店にいたしました場合、公団の職員であるいはそういう小売店になる者もあるかと思ひますが、しかしこれは全体といたしまして同じように考えておるわけでありまして、つまり公団の職員であるから特に小売店を許すとかいうことを考えておるわけではなしに、これは一に消費者の登録によつてきめて行きたいと考えておりますので、今公団の職員の中にそういうのを希望しておる者もたくさんあります。もと／＼公団をつくりまして、実際にこれを使ひました末端の職員は、ほとんどが従来のお米屋さんであつたと思ひますので、大部分の者がそういうのを希望しておると考えられますが、それではどれだけの者が将来小売店としてやつて行くかと考えておるかというところは、数字として調べておりません。

○川島委員 そりするとこういうことになりませんか。職員の中で希望する者

が出るであらうし、職員以外の者でもそういう登録に立候補と言ひますか出る者もあるでしょう。それはわかる。そこでそういうことになりまして、これは見通しですが、この八万に及ぶ職員が公団の廃止とともに完全なる失業者になるといふおそれが相当あるのじやないかと思ひます。その点についての見通しはどの程度になつておるか。研究がないと言へばそれまででございますが、若干の見通しくらいはあるのじやないかと思ひますので、御説明をお願いしたい。

○金城説明員 現在支局におきまして純粹な役所式の事務をとつておる者は別といたしまして、現業に従事しておる大部分の者は、これは昔が大体米屋さんでありましたので、大部分がその元へ帰るのではないかと思ひます。八万のうちほとんどというものは、失業者として出て来る者はないのではないかというふうに考えております。

○川島委員 私はこの職員がもし小売業者に適するものであるとすれば、で

きるだけ失業者を出さぬという面から考えましても、その方にできるだけ吸収するといふ積極的な方向をも、政府は今から考慮しておくべき性質のものであらうと思ひますので、それをお尋ねいたしたいのであります。

それからただいまの御説明によりますれば、公団廃止後において消費者価格を上げることではない、下げる方向に努力するといふ言明とあわせて、小売店ができれば、消費者にとつて非常にサービスが向上されてよくなるであらう、こういうお話であります。そこで

お尋ねいたすのですが、今の消費者価

格は一キロ単位幾らでありましたか、お答えのときに御説明願ひたいのです。が、末端の消費者価格というものは、消費者の家庭に届くところの価格である。私は私信じておるのであります。しかるにこれはもはや三四年以来その価格であるとなれば、配給機構は当然に消費者の家庭の中に持ち込むべき責任と義務があるにかかわらず、今もつてそれが助行されておらないという形で、家庭の主婦がこの問題について多くの浪費と悩みを續けておるといふことは、政府当局もすでに御承知のことと思ひますのであります。その事柄を基本といたしまして、この公団の廃止がもと一年以内に行われることになりま

したので、これを機会としてできれば全国の配給所から家庭へ持込み配給が助行される可能性があるか、そういうことをしよとする考えが政府にあるかどうか、その点についてまずお尋ねをしておきたい。

○金城説明員 現行の消費者価格は精米で十キロ四百四十五円、一キロ四十四円五十銭というふうになつております。

それからこの価格の立て方は、店頭または持込み価格というふうな立て方になつております。

○川島委員 今のお話だけでは答えに

なりませんが、持込み価格になつておるとすれば、配給所は当然に家庭に持ち込まなければならぬ責任があるの

○川島委員 この公団はもう一年で廃止されるのでありますが、消費者の便宜のためを思つてお考えくださつて、特設配給のできるような方向に、最後の馬力を政府はかけるべきだと私は思う。

そこでさらにお尋ねいたしますが、これまで国会などでもしばしば問題になつておるのであります。ことに昨年以来一般大衆の資金の逼迫、欠配あるいは金詰まり等々が災ひして、配給食糧が一時に現金で引取れぬという現象が全国的に今や拡大をされておる。私の承知しておる範囲だけでも、現金をもつて主食の配給品を一時に受取れなかつたという家庭が相当あります。なお、さらに中には配給品を受取るために、たとえば千円を要するときに五百円はうちで出し、足りない五百円を附近の者から一時借りて、千円の配給を受取る。受取つて来たときに、その半分は質蔵へ飛んで行つて金を借り、米をもつて質蔵として金にかえて購へ返すというような、まことに笑えない深刻な現象すらも、昨今では随所に見られておる事実であります。ことに本年は政府の金融政策あるいは一般産業の不振から、こういう一般大衆の食糧の一時的な現金による受取りということがきわめて困難を加えるということが強くなるのではないかと、この現実の問題であります。その問題につきまして、政府は掛売りの事柄についていろいろ言を講じて、私どもに今日まで説明をして来てくれたのでありますが、いまだにその言明が実行されず、一般大衆はますます主食の配給を受けることに困難を感じておるといふ姿であります。これに対して政府は掛売りといふものを認める方向へ行くのか。それとも今の現状を捨てて行くよりやむを得ないのだという考え方に立つておるのか。その点について政府の考え方を聞かしてほしいと思う。

○金城説明員 主食の掛売りの問題に關しましては、私どもいろいろ陳情を受けておるわけでありまして、しかし一面食糧管理特別会計の堅実をはかるといふ面から行きますと、この掛売りというものがどこまで広がるかという問題もありまして、非常にむづかしい問題であるわけでありまして、現在それに対する方法としておつておることは、要するに配給所が手間をめんどうがらずに小刻みの配給をする。千円の配給量があつた場合に、その家庭の事情によつて、それを五分の一にするとか、三分の一にするとか徐々に配給して行つて、各家庭の金の問題を解決する。それからもう一つは国から要保護者としての補助を受けている家庭につきましては、その支給いたします区役所と話し合ひで実質的には掛売りの形式をとつて、あとで区役所の方からその部分を拂ひ込んでもらうという形で解決したいと思つておるわけです。

また現に今申し上げた分は実行いたしておるわけでありまして、ただ全面的にたとえば会社の給料の選拂いというやうなことによつて、会社の保証によつて掛売りとするというやうな問題につきましても、いろいろ陳情があつたわけでありまして、特別会計の金繰りの問題というやうな問題もあつて行くといたしますと、膨大な金額になるのではないと思ひます。まして国の経費でやるというやうな面から見

まして、範圍が非常に広いのと、この取立てが民間の場合と違つて非常にやりにくいというやうなことも、私たちが一応考えるわけでありまして、今のところは一般的に掛売りを広げるというところは考えておらない次第でございます。

○川島委員 今政府は要保護者に対しては暫定的な処置をしておるといふことであります。私もそれは存じておりますが、最近においては要保護者がその配給品の受取りに困難を感じている以上に、一般の都市の消費者層に非常に多くなつておるという現実なことです。これをほうつておくといふことは、政府の責任において断じてあつてはならないと思ふ。特別会計の問題、あるいはそれを離れば、一般の金融の問題でありまして、この問題をあなたにお尋ねをして議論をするというこは、きわめてむづかしい点があると思ひます。それから、それ以上のことについてはさらにいづれかの機会において、かへるべき当事者と、その問題についてもう少し議論をいたしたいと思ふのであります。

そこで次にお尋ねをいたしたいのは、この予算を見ますと、容器的の回收手数料というところの説明の中に、一億三千四百六十七万七千二百袋という膨大な袋数の回收手数料になつております。これは常識的にはちよつと理解し兼ねるものでありますので、なぜこのやうな膨大な数量に達しておるのか、簡単に納得できないのであります。詰まらぬやうな事柄であります。が、理解をする上に必要なことでありますので、説明していただきたいと思ひます。

○金城説明員 今おつしやいます容器的の回收手数料というのは、公団の予算の關係かと思ひますが、容器的を配給所であけておいて、ばら／＼になつておる分を梱包して、これをある一定の場所まで搬送する経費に対する手数料であります。この積算の基礎について、今手元に資料がありませんので、あとで印刷物にしたものを差上げたいと思つております。

○川島委員 それからこれもちよつと伺いたのですが、配給の奨励費というものが計上されております。この配給奨励費というものはどういふものを対象として支出されておりますか。おわかりでしたら説明をお願いいたします。

○金城説明員 これは公団におきまして、公団の末端の職員が配給をいたします場合に、時間後おそくまで配給をやる、あるいはいともかいうやうなものの場合におきましても、非常に手数料のかかるものであります。そのまゝはうつておきますと、一定の日限までに配給が終らないので、職員が夜業でもつとやつて配給いたすわけでありまして、これに対して政府の超過勤務手当を出すとすることになります。非常な金額にもなりますし、また普通の事務の超過勤務とも性質が違ふといふやうなところから、奨励費というこで、そういうものに對する手当を支給するといふことから計上いたされております。

○川島委員 なおお尋ねいたしますが、先般の説明によりますと、政府では生かしの買上げは廃止をしないので、本年度は四億とか六億とか——その私点記憶がないのですが、買ひ上げる予定であるというお話でありました。その買上げの財源に關して、私どもの受領いたしました参考書の中には、その予算が計上されておらないが、どの方面の予算をもつてかしの買上げをやるつもりでありますか。

○金城説明員 あるいはお手元に配付されておるかどうかわかりませんが、予算の説明書の備考のところで一応買上げができるやうなことを書いておるわけでありまして、実際の経費をいたしましては、内地食糧の買上げの計算の基礎をいたしまして、超過供出が約三百万石、これは二十四年度が四月になつてから出て来る分の供出予定数が五十万石、それから二十五年度の超過供出が二百五十万石も計上いたしてあるわけでありまして、なお要領につきましても、千二百万石近いものを計上いたしておるわけでありまして、これを実績から考えてみましても、かなり数量的には大きく見ているといふやうに私は考えております。それでいふ類を大体四億万買、生かしの二億七千万買、ばれいしよで一億三千万買をかうように予定いたしておるわけでありまして、これには大体八十億から九十億程度の買入れ代金があるのではないかとと思つております。そういういたしますと、今申し上げました内地食糧の買上げ代金の実績から考えてみましても、ある程度余分に見込まれておるのではないかと、いふやうに計算上出て参りますので、その範圍内で処理して行きたいといふやうに考えております。

○川島委員 本日は食糧庁長官も見えませんが、最も私どもが関心を持つております公団廃止後の構想、またそれ

に伴ういろ／＼私どもが国民として知
つておかなければならぬ必要な事項が
相当あるわけがありますが、その点に
ついて別な当事者に対してお尋ねをさ
らに続けたいことと、さらにかんしよ
の統制廃止の問題と、それに伴う農村
の経済並びに農村の営農問題等もきわ
めて重大でありますので、そうした事
柄についても別な機会に私はお尋ねを
申し上げたいということを保留して、
一応きよりの質問はこれで打切つてお
くものであります。

○川野委員長 委員長としても、ただ
いま川島君の御希望になりましたよう
な機会を與えたいと存じます。

それではほかに御質疑はございませ
んか。――なければ本案に対する質疑
をこれで終了したいと思ひますが、
御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川野委員長 御異議がないようです
から、本案に対する質疑は終了といた
します。

それでは本日はこの程度で散会いた
します。

午後四時二十七分散会

〔参照〕

連合国軍の需要に応じ連合国軍のた
めに労務に服する者等に支拂うべき
給料その他の給與の支拂事務の処理
の特例に関する法律案（内閣提出）
に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年三月二十日印刷

昭和二十五年三月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所